

別 添

目次

(平成20年答申)

- 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)..... 1

(社会の情勢)

- 日本の総人口の推移..... 3
- 65歳以上の者のみで構成される世帯の状況..... 3
- 名目GDPに占める産業別割合の推移..... 4
- 雇用形態別雇用者数の推移..... 4
- 若年者の失業率、非正規雇用率の推移..... 5
- 若年無業者・フリーターの数の推移..... 5
- 各学校段階における卒業生・中途退学者の状況(一部推計)..... 6

(社会教育の現状)

- 地方公共団体における社会教育費..... 7
- 社会教育施設における指定管理者制度の導入状況..... 7
- 社会教育主事、司書、学芸員の人数の推移..... 8
- 社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要..... 8

(小・中学校を支援する取組)

- 「学校支援地域本部事業」実施状況..... 9
- 「学校支援地域本部事業」の概要..... 9
- 「放課後子ども教室」実施状況..... 10
- 「放課後子ども教室」の概要..... 10
- コミュニティ・スクールの指定校数の推移..... 11
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の概要..... 11

(高等教育機関の活用関連)

- 大学(国・公・私立)公開講座実施状況..... 12
- 高等教育機関における社会人入学者数の推移(1. 大学)..... 12
- 高等教育機関における社会人入学者数の推移(2. 大学院)..... 13
- 高等教育機関における社会人入学者数の推移(3. 専修学校)..... 13

(絆の再生関連)

- 「新しい公共」宣言(22年6月4日新しい公共円卓会議決定)(抜粋)..... 14
- 地域のつながりは10年前と比べてどのようになっていると考えるか..... 15
- 地域住民間のつながり..... 15
- NPO法人の現状(Ⅰ. NPOの認証数の推移/Ⅱ. NPOの活動分野)..... 16

(青少年、成人の学習関連)

- OECD/国際成人力調査(PIAAC)概要..... 17
- 子どもの頃の体験と大人になった時の資質や能力の関係..... 18
- 社会人の学習の現状..... 19
- 労働者が自己啓発を行った理由..... 19
- 平均寿命の年次推移..... 20
- 女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状..... 20
- 放送大学における遠隔教育の現状..... 21
- 放送大学に入学した動機..... 21

(学習成果の評価・活用関連)

- 生涯学習の成果に対する社会的評価..... 22
- 日本版NVQについて..... 22
- 「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)【概要】..... 23
- ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について..... 24

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

～知の循環型社会の構築を目指して～(答申) 平成20年2月19日 中央教育審議会

平成17年6月の諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて審議を開始。平成18年12月の教育基本法改正による「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等の規定の充実を踏まえた提言となっている。

<第1部> 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興への要請－高まる必要性和重要性

○総合的な「知」が求められる時代－社会の変化による要請

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となる。また、その他、自立した個人やコミュニティ(地域社会)の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっている。

2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

○次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」

子どもたちに必要とされる「生きる力」は学校教育のみならず、実社会における多様な体験等と相まって伸長していくもの。子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められている。

○成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

成人についても、変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが求められている。

3. 目指すべき施策の方向性

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

～「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

・今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

子どもたちの学校教育外の学習の在り方について、「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムの在り方等について検討。成人についても、社会の変化に対応できる総合的な力について検討。

・多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備。

・学習成果の評価の社会的通用性の向上

民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討。

○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

・社会全体の教育力向上の必要性

子どもの「生きる力」や、変化の激しい社会を生き抜くための成人の力を育成するための環境づくりに社会全体で取り組むことが必要。

・地域社会全体での目標の共有化

どのような仕組みをつくってその教育力を向上させていくのか等について、地域社会の各関係者が、当該地域社会におけるニーズを踏まえ目標を共有化することが必要。

・連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

ネットワークを構築することにより、必要としている者に行き届くきめ細かい対応をすること及び必要とされるところに「出向いていく」行政を推進することが必要。

4. 具体的方策

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

- ・子どもの学校教育外の学習や活動プログラム等の在り方の検討

②多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

- ・社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実
- ・相談体制の充実
- ・情報通信技術の活用
- ・再チャレンジ支援
- ・学習成果を生かす機会の充実

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

- ・履修証明制度等の活用
- ・多様な教育サービスの在り方やそのための質保証の在り方の検討

○社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等
- ・家庭教育を支援する人材の養成
- ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン）
- ・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実
- ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用
- ・大学等の高等教育機関と地域の連携

5. 施策を推進する際の留意点

○「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点

○「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点

○連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

<第2部> 施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

○これまでの生涯学習の振興方策等について—基本的な検討課題

- ・生涯学習、社会教育、学校教育の関係等について概念の整理が必要
- ・社会教育行政の大きな役割等に応じていくためには、社会教育を専門とする人材や施設等の在り方について検討が必要
- ・「社会の要請」について検討が必要
- ・学習成果の評価の方策について検討が必要
- ・改正教育基本法を踏まえた生涯学習振興行政・社会教育行政の見直しについて検討が必要

○生涯学習の理念等についての基本的考え方

- ・社会教育行政や学校教育行政、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習の理念を実現させるための生涯学習振興行政の固有の領域であること
- ・生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うこと 等

2. 今後の行政の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

○国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）

○社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

公民館・図書館・博物館の運営状況に関する評価及び改善、情報提供に関する規定の整備等に関する機能の活性化

○生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修に関する規定の整備等による社会教育に係る専門職員の資質向上

○NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

地域の実態等に応じた積極的な連携、民間団体の情報収集や活動内容に関するデータベースの整備

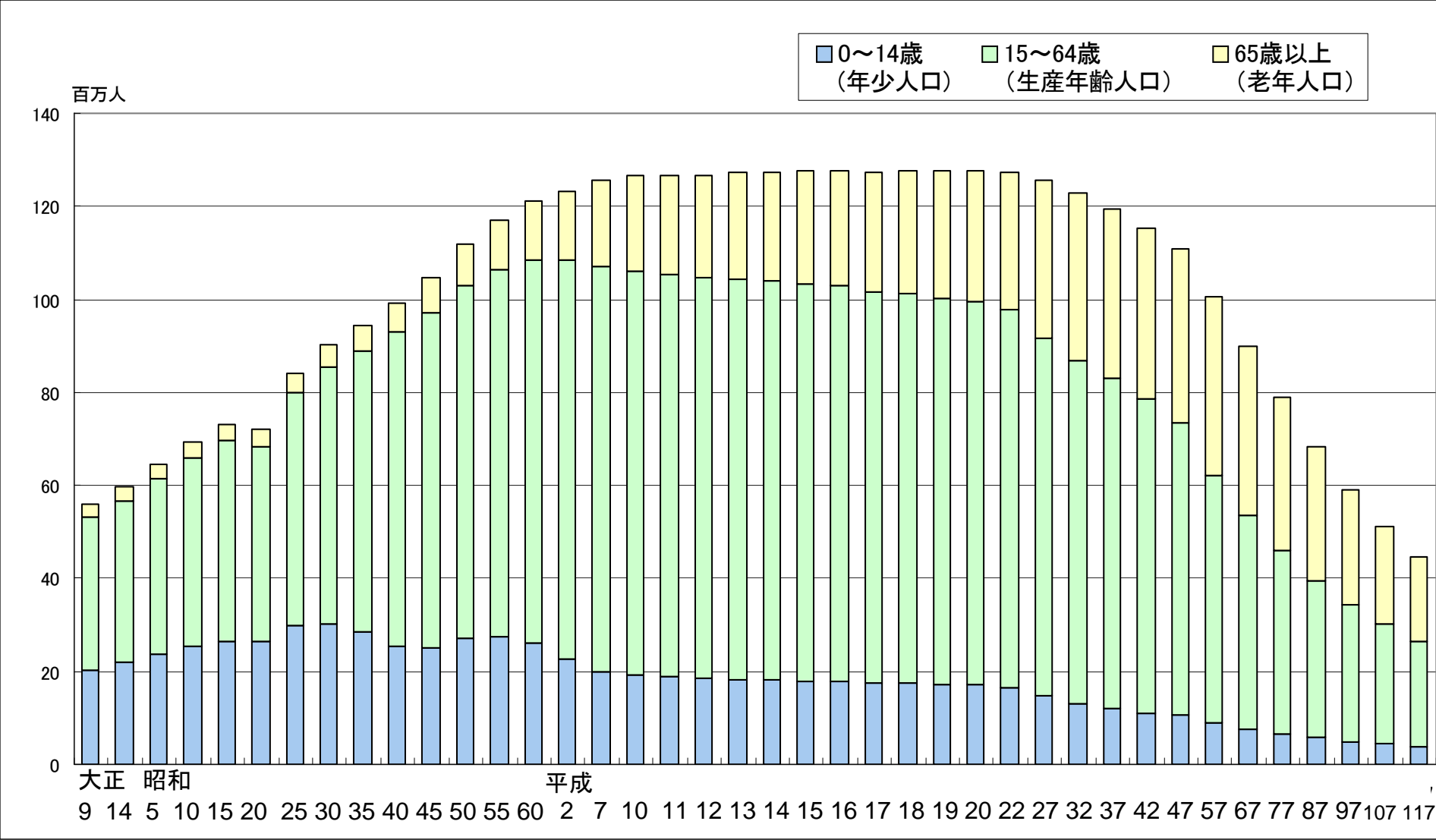
○地方公共団体における体制について

教育委員会と首長との関係、社会教育関係団体に対する補助金交付に関する地域の実情に応じた手続きの弾力化

○国の教育行政の在り方

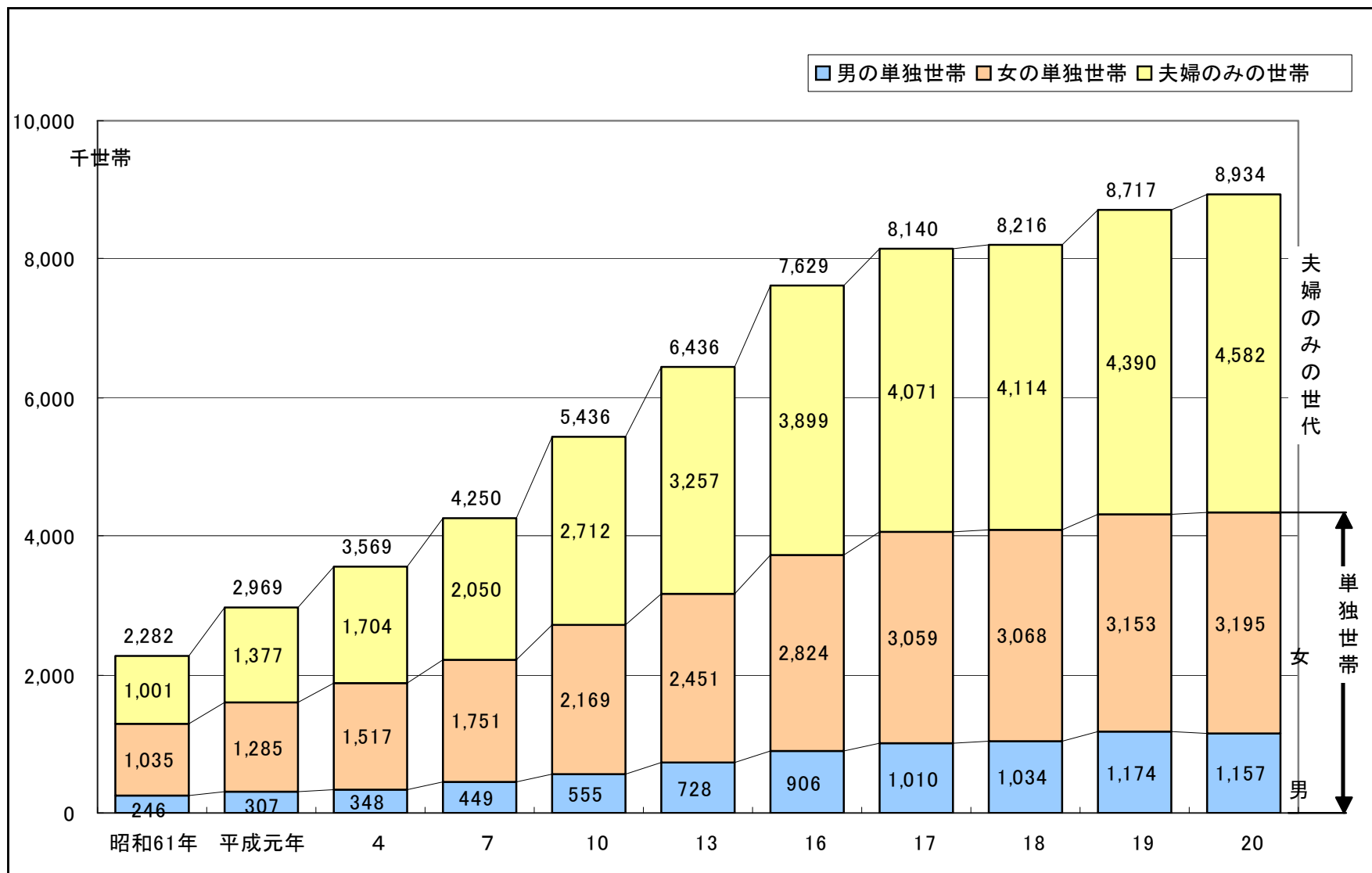
全国的な観点からの基本的な方針等の策定、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援する仕組みの検討等

日本の総人口の推移



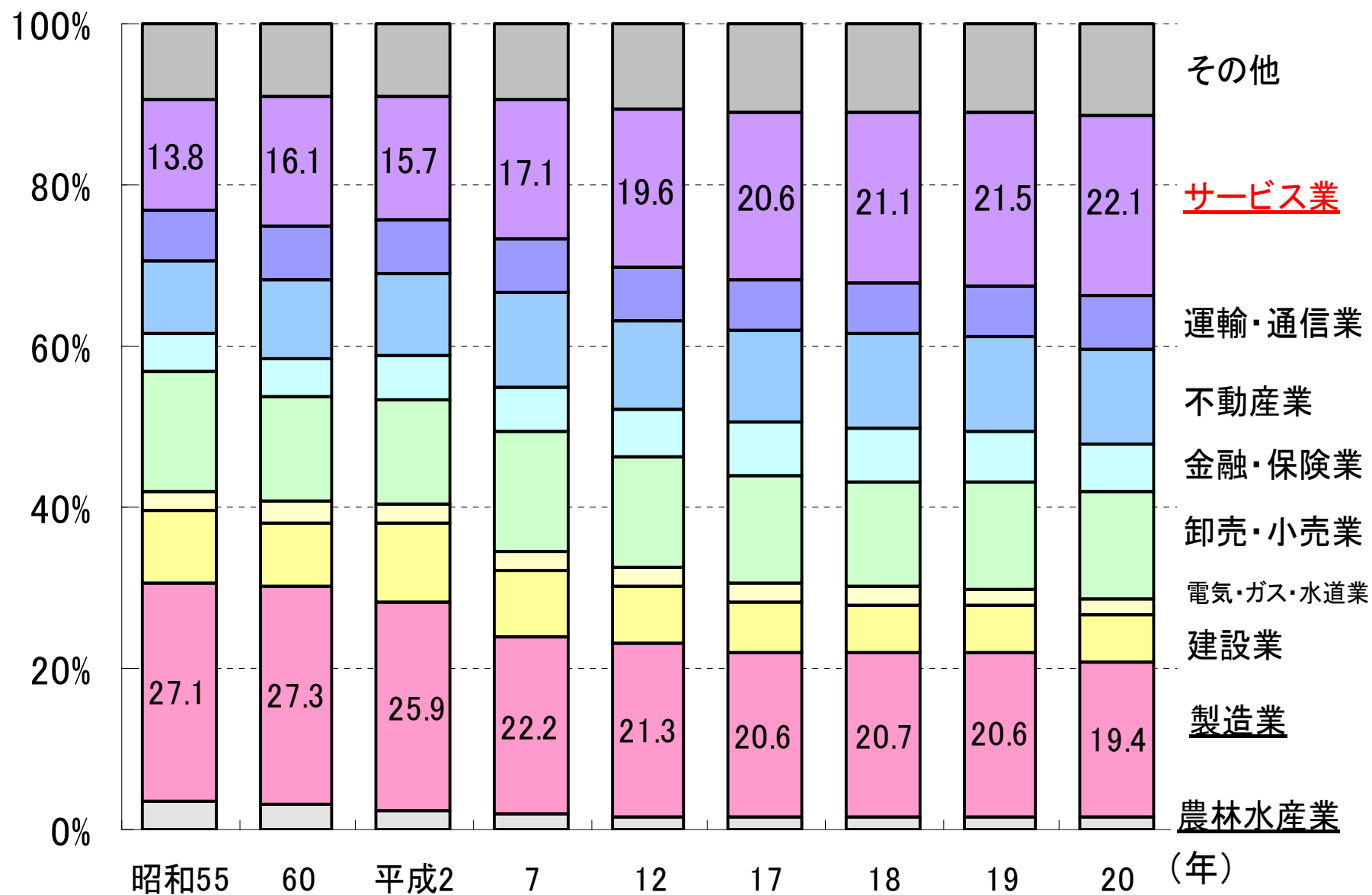
出典:総務省統計局「日本の統計2010」
 平成20年までは総務省統計局「国勢調査」など、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成18年12月推計)」により作成。

65歳以上の者のみで構成される世帯の状況

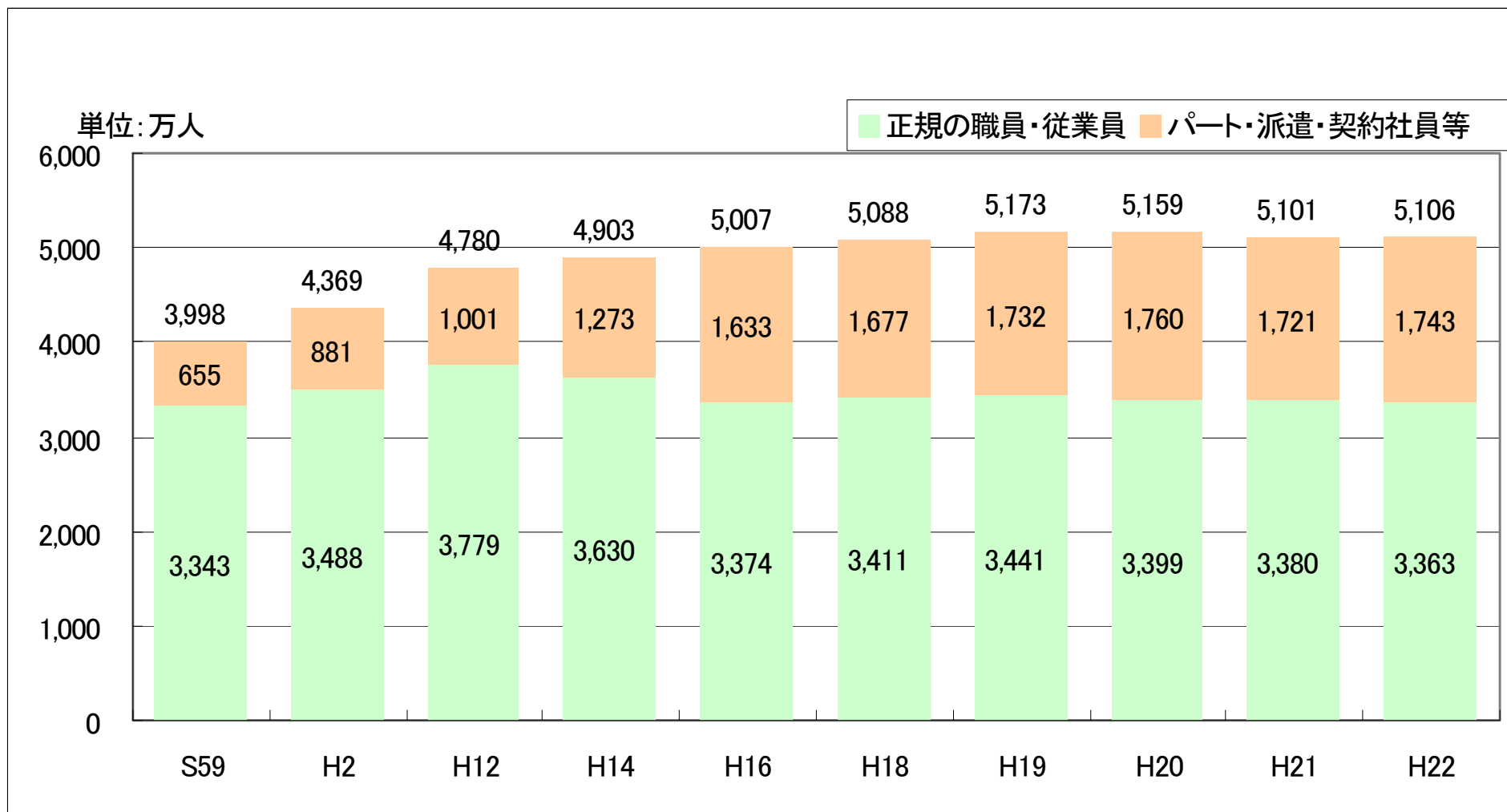


出典: 厚生労働省「国民生活基礎調査」
 ※平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

名目GDPに占める産業別割合の推移

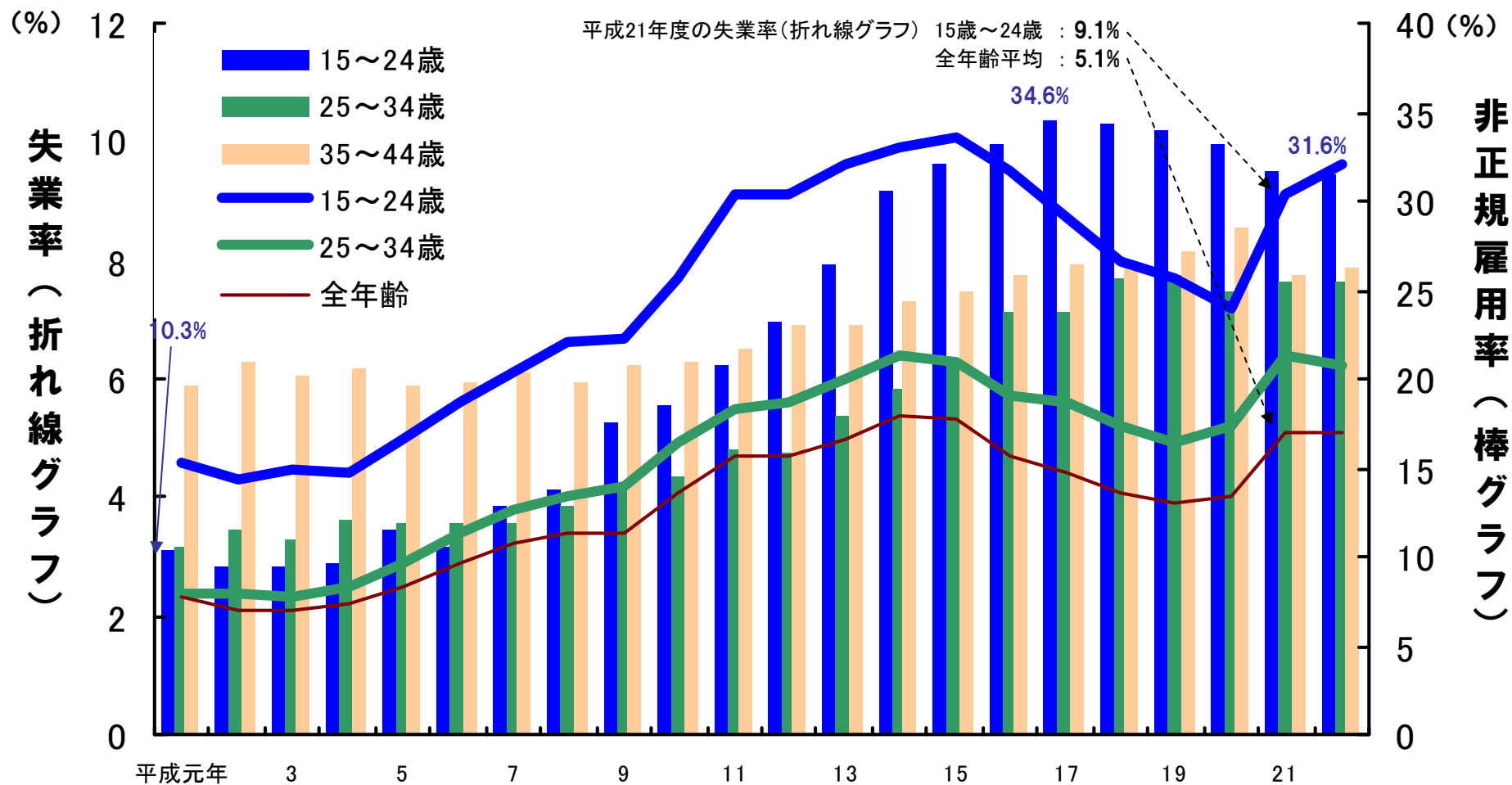


雇用形態別雇用者数の推移



出典: H12までは統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)、H17以降厚生労働省「労働力調査詳細集計(年平均)」
※H22のデータは4～6月の平均値

若年者の失業率、非正規雇用率の推移



※ 完全失業率は、年平均。22年1～7月平均のデータは、原数値の単純平均。

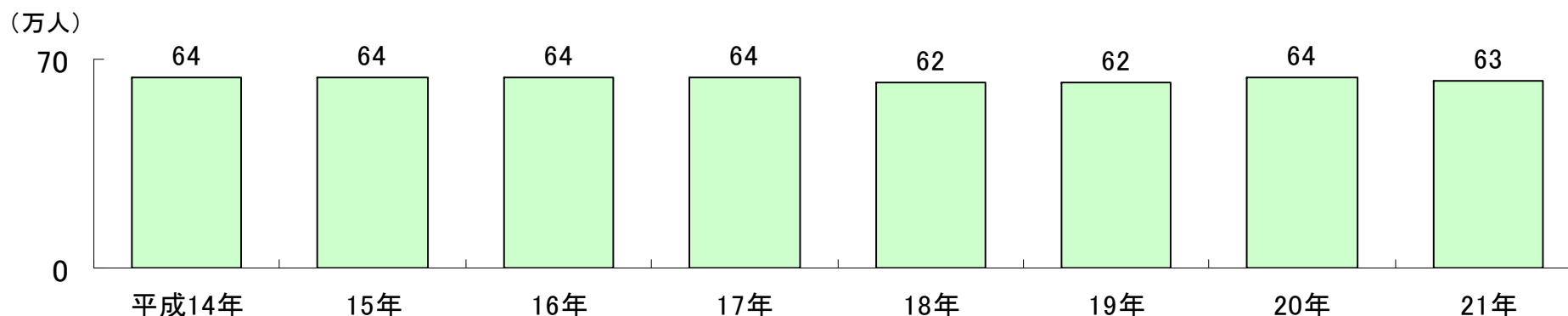
※ 非正規雇用率は、非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15～24歳では在学中の者を除く。

資料：失業率は、総務省統計局「労働力調査」。

非正規雇用率は、総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1～3月期調査)。

若年無業者・フリーターの数の推移

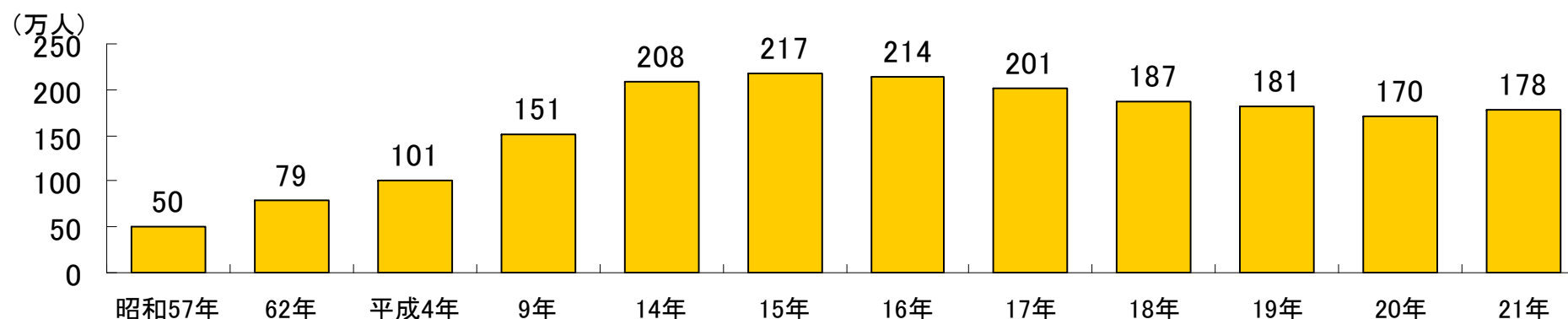
○若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

○フリーターの数の推移

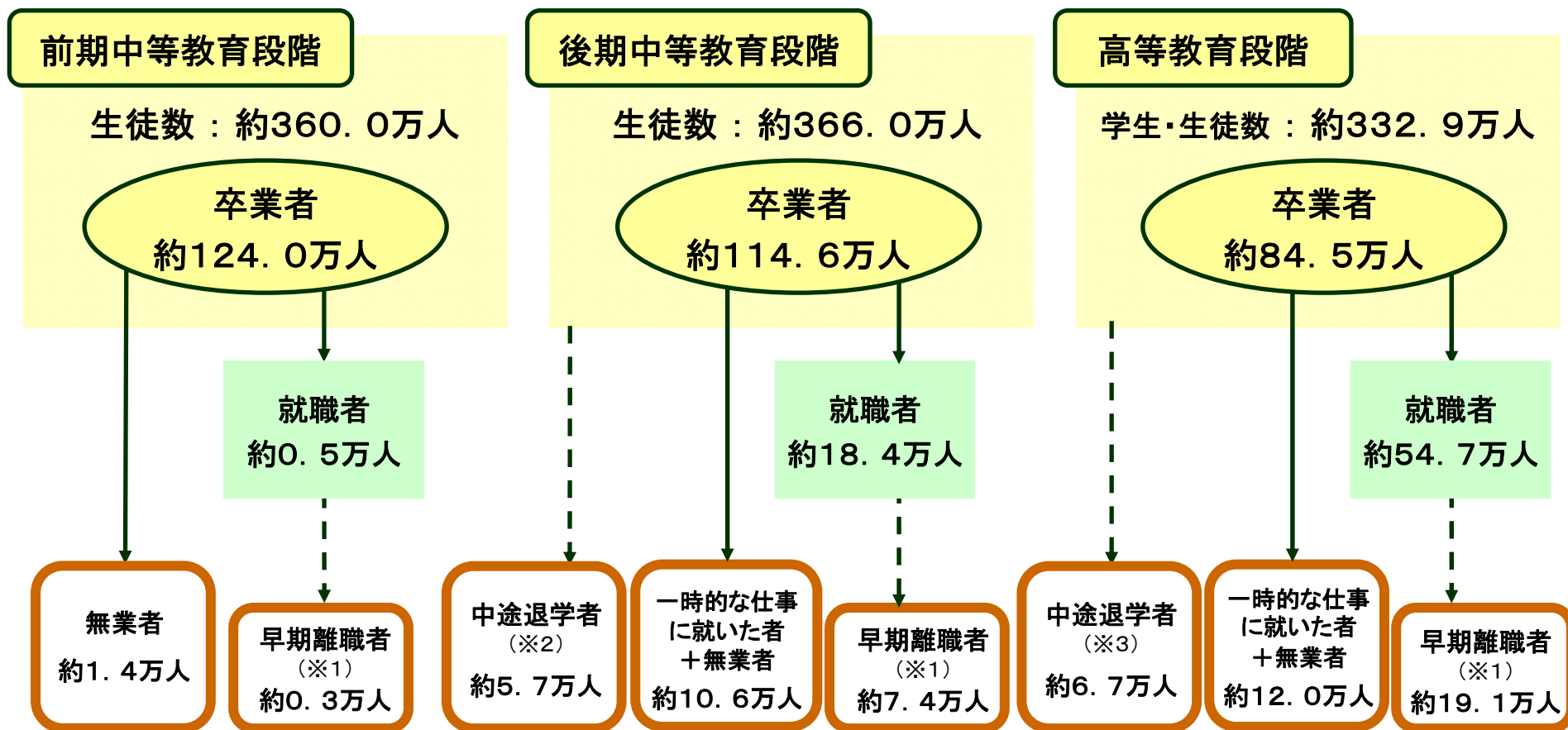


(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

各学校段階における卒業生・中途退学者の状況（一部推計）



前期中等教育段階 … 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部
 後期中等教育段階 … 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程
 高等教育段階 … 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程

※ 上記の人数の中には、当然その後進学や就職をする者も含まれる。

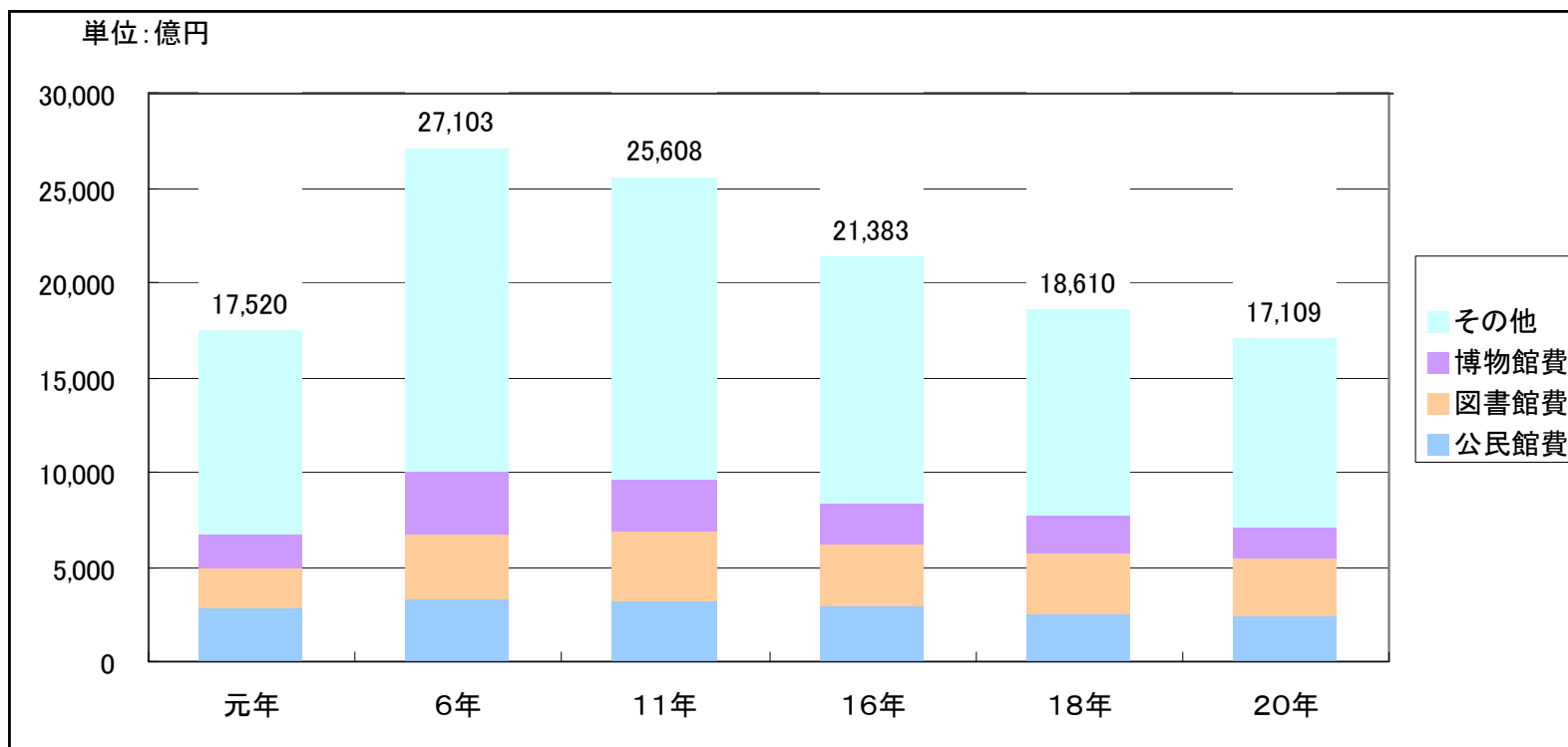
※1：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」における平成19年3月卒業者の3年以内の離職率より推計。

※2：高等学校のみ。文部科学省「平成21年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。

※3：大学・短期大学・高等専門学校のみ。文部科学省「各大学等の授業料滞納や中退等の状況(平成19年度末)」より推計。

・ 上記以外は、文部科学省「平成22年度 学校基本調査(速報値)」より。なお、「無業者」とは、同調査における「左記以外の者」のこと。
 (ただし、専修学校の進路状況は、文部科学省調査より推計。)

地方公共団体における社会教育費

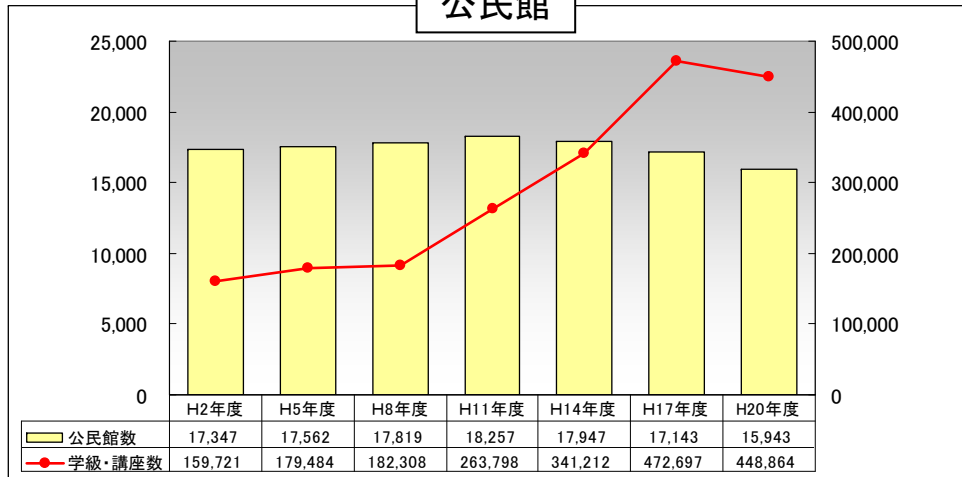


	元年	6年	11年	16年	18年	20年
社会教育費	17,520	27,103	25,608	21,383	18,610	17,109
うち公民館費	2,762	3,253	3,209	2,893	2,584	2,453
うち図書館費	2,224	3,502	3,601	3,368	3,061	2,942
うち博物館費	1,673	3,203	2,792	2,136	2,041	1,725

(出典)地方教育費調査

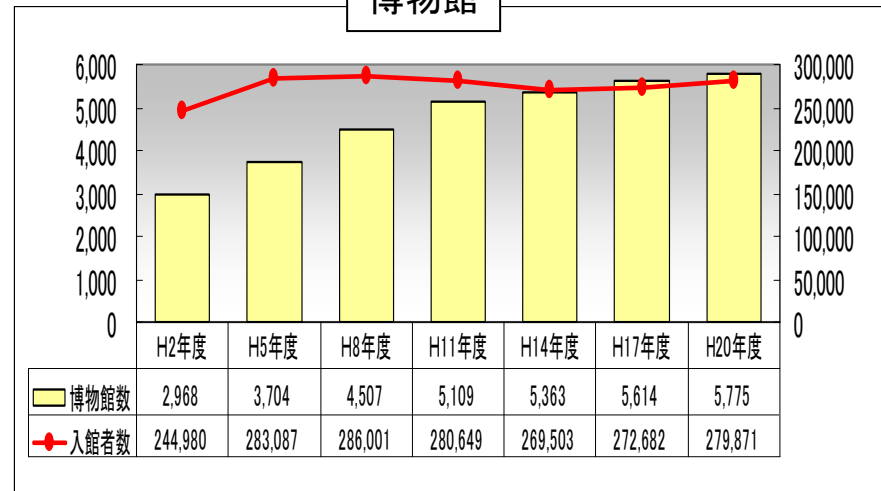
主な社会教育施設の施設数と利用状況

公民館



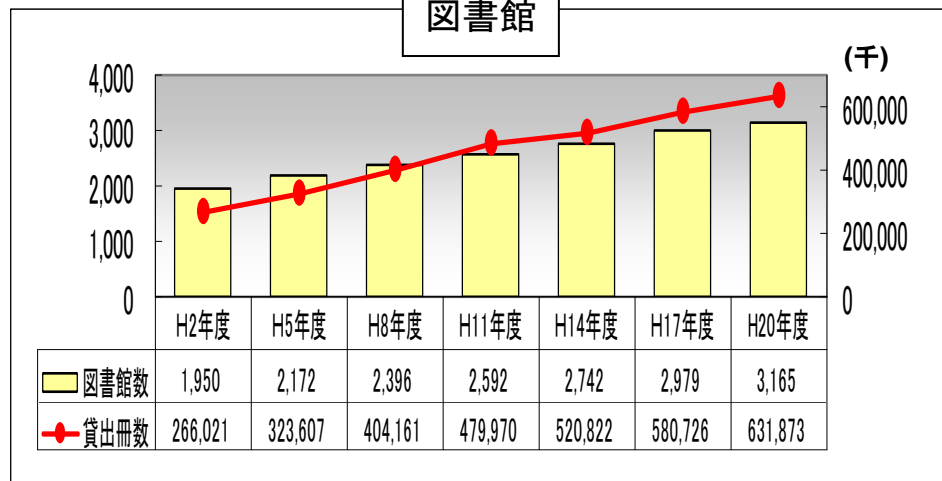
※類似施設含まない

博物館



※類似施設含む

図書館

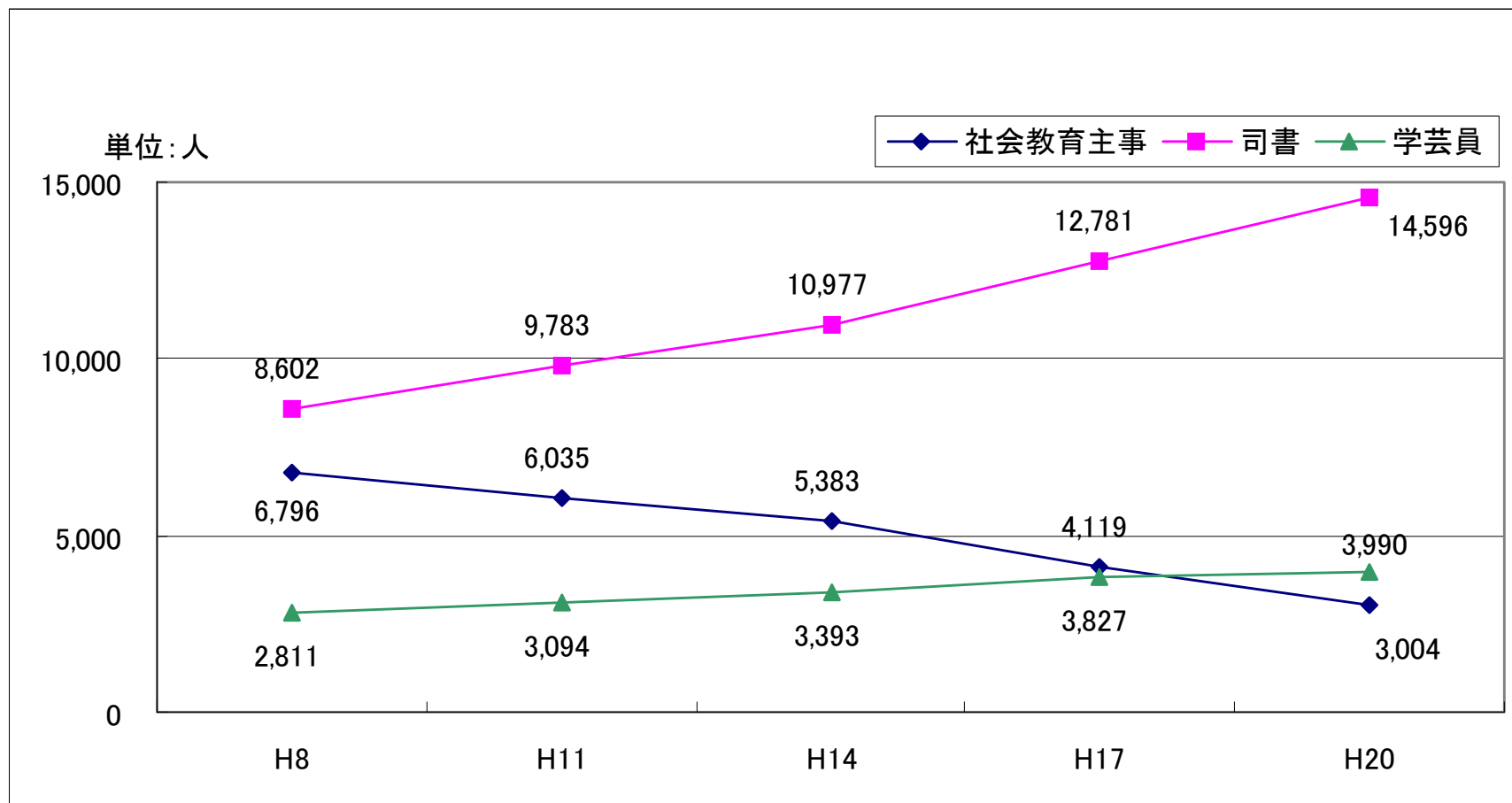


※H20は同種施設含む

(注)施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。

(資料)文部科学省「社会教育調査報告書」

社会教育主事、司書、学芸員の人数の推移



※社会教育主事には、派遣社会教育主事(都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として、市町村に派遣している職員一実数一)を含む

出典：文部科学省「社会教育調査報告書」

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。
主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員（博物館法第4条第3項）。
主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

「学校支援地域本部事業」実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (5月現在)
執行額	委託 1,786百万円	委託 1,942百万円 補助 16百万円	委託 2,347百万円 補助 45百万円
実施市町村数	867市町村	1,004市町村	1,001市町村
学校支援地域本部数	2,176本部	2,405本部 (委託2,336本部 補助69本部)	2,528本部 (委託2,333本部 補助195本部)
実施学校数	6,494校 (小4,527校 中1,967校)	7,735校 (小5,381校 中2,354校)	8,507校 (小5,876校 中2,631校)
コーディネーター数	4,572人	6,639人	6,795人
1本部当たりの平均 コーディネーター数	2.1人	2.8人	2.7人
ボランティア数	457,710人	676,294人	513,919人

「学校支援地域本部事業」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、文部科学省では、平成20年度から3年間、「学校支援地域本部事業」により、全国に先導的な取組を推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（国庫補助率：1／3）により、地方公共団体の取組を支援している。

仕組み

学校と地域をつなぐコーディネーターを置き、その連絡調整の下に地域住民がボランティアとして、学習や部活動の支援、環境整備、安全パトロール、学校行事の支援など、学校の教育活動を支援する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が学校の教育活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながるとともに、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が拡がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。そして、地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

「放課後子ども教室」実施状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総事業費	7,077百万円 (国庫補助額2,359百万円)	10,812百万円 (国庫補助額 3,604百万円)	13,311百万円 (国庫補助額 4,437百万円)	14,043百万円 (国庫補助額 4,681百万円)
実施箇所数	6,201箇所 (地方単独含む 7,429箇所)	7,736箇所 (地方単独含む 8,745箇所)	8,761箇所 (地方単独含む 9,758箇所)	9,280箇所 (地方単独含む 10,136箇所)
うち小学校で実施	4,299箇所(69.3%)	5,592箇所(72.3%)	6,364箇所(72.6%)	6,688箇所(72.1%)
1教室あたりの 年間平均開催日数	117.7日/年	117.2日/年	119.5日/年	119.8日/年
実施市町村数	851市町村 (地方単独含む979市町村)	1,011市町村 (地方単独含む1,112市町村)	1,061市町村 (地方単独含む1,154市町村)	1,065市町村 (地方単独含む1,190市町村)
「学習」実施教室数	—	3,500箇所(44.2%)	4,685箇所(53.7%)	4,938箇所(53.2%)

「放課後子ども教室」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもが犠牲となる事件が発生し社会問題化したことや、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもたちを安全・安心に健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、平成19年度に「放課後子ども教室推進事業」を創設し、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と連携して、総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」として推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により、地方公共団体の取組を支援している。

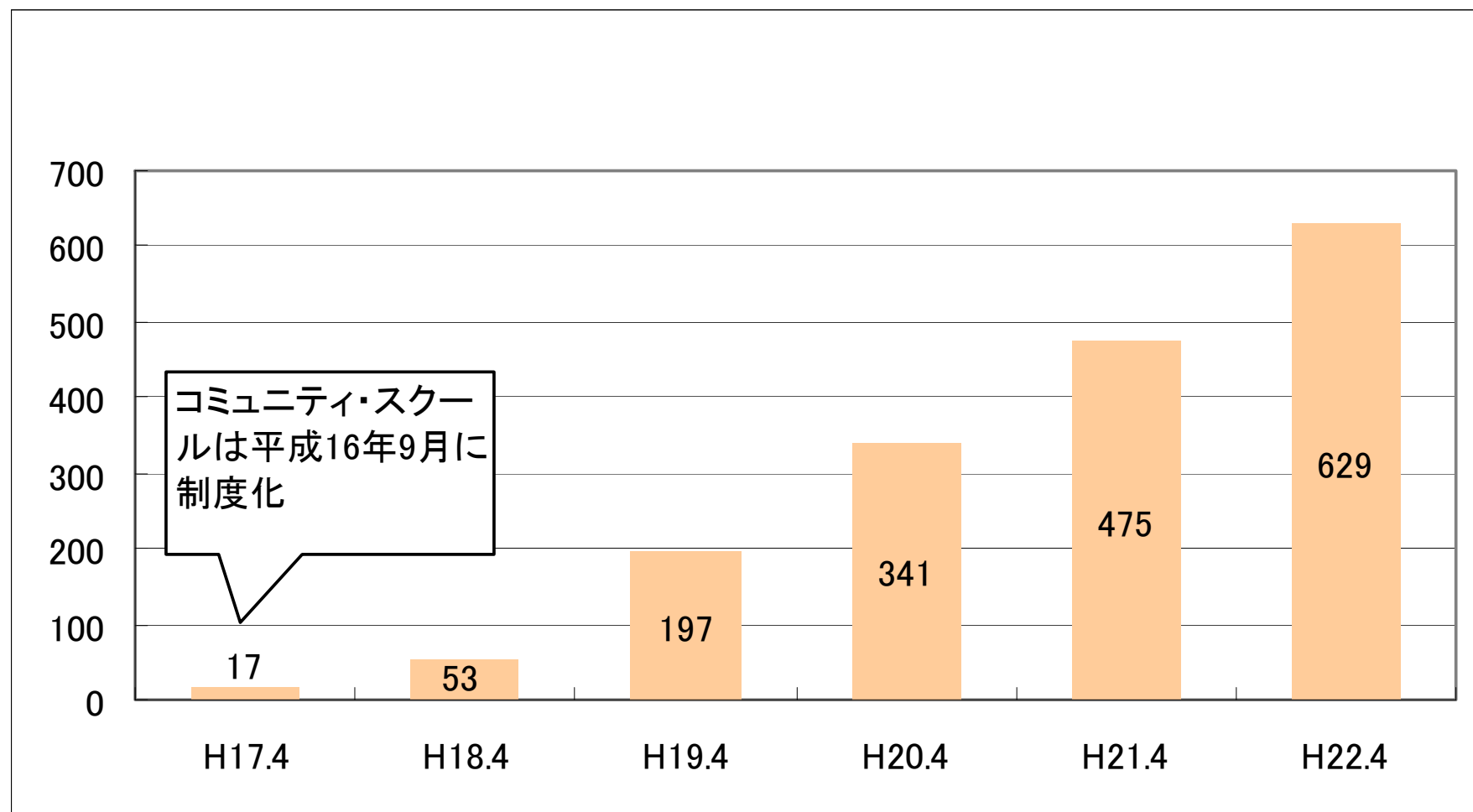
仕組み

小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、すべての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が子どもたちの活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、交流の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上が繋がる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が拡がり、自己実現や生きがいづくりにも繋がる。そして、地域住民が子どもの教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

コミュニティ・スクールの指定校数の推移



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の概要

制度の導入目的

近年、公立学校には、保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められていることから、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールが平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。

制度の概要

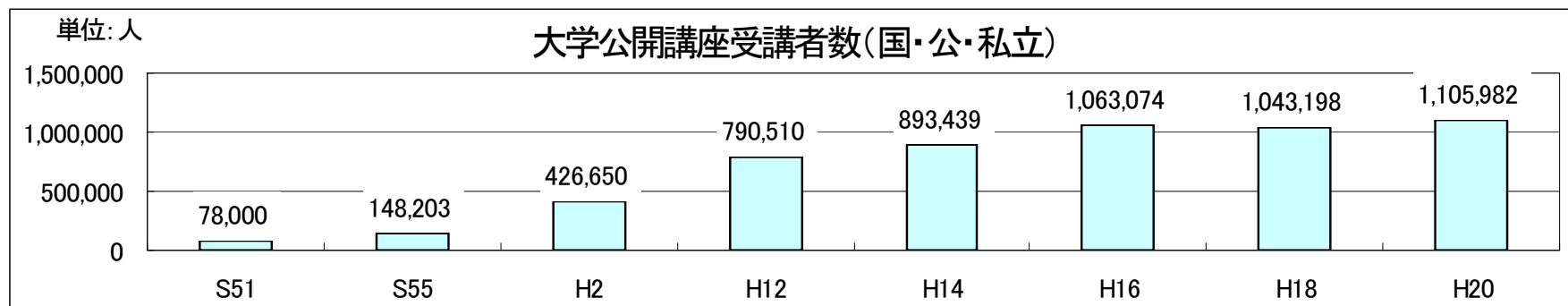
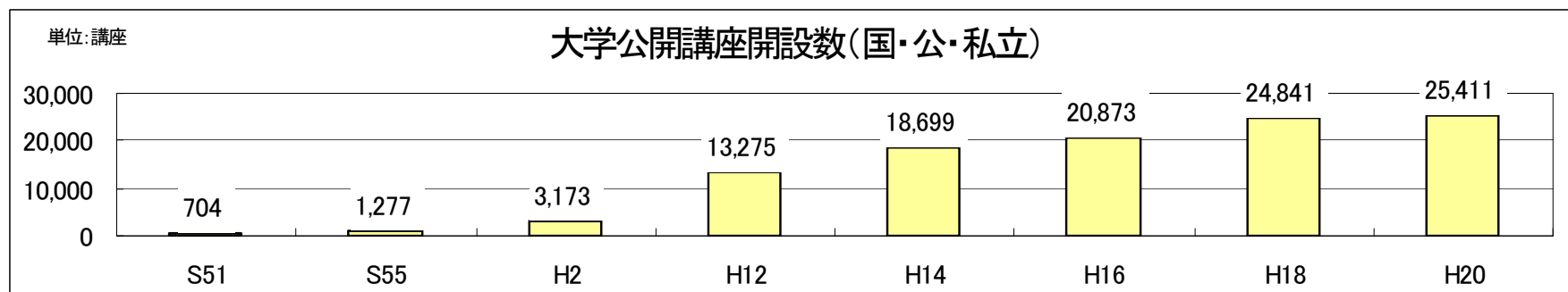
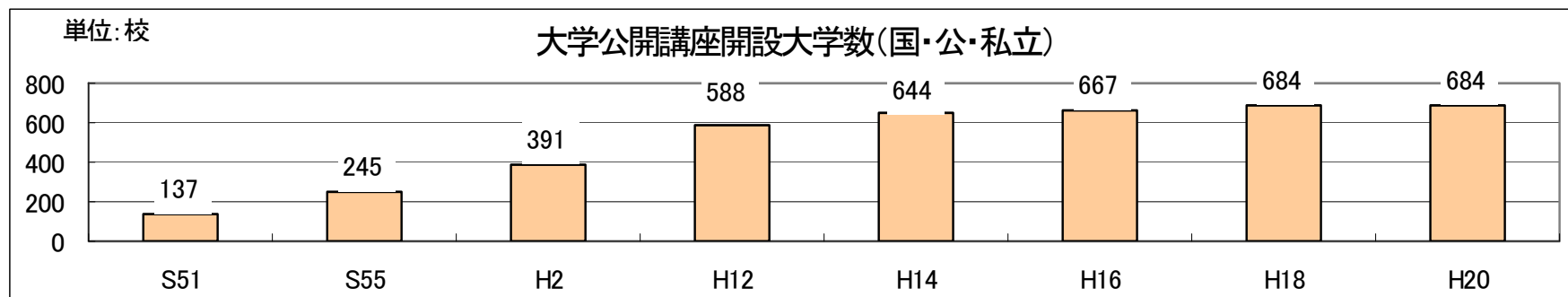
学校運営協議会には、以下のような権限が与えられ、保護者や地域住民の意見が学校運営に直接反映されることを制度的に担保し、保護者や地域住民と学校とが、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み。

- ① 校長の作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成等）の承認を行うこと。
- ② 学校の運営に関して、教育委員会又は校長に意見を述べること。
- ③ 教職員の任用に関して、任命権者（教育委員会）に意見を述べること。

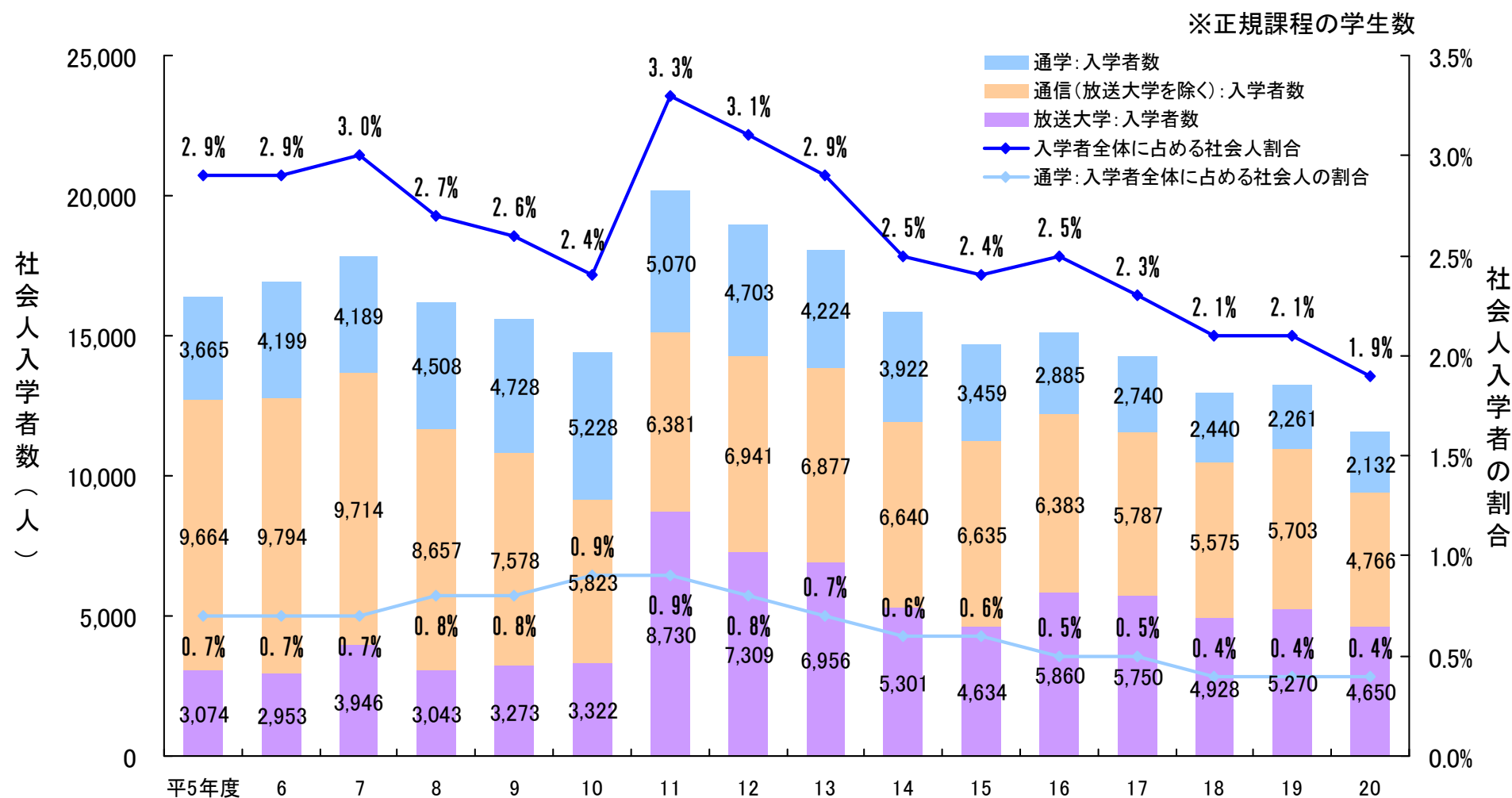
期待される効果

学校運営協議会制度の積極的な活用によって、地域に開かれた信頼される学校づくりの一層の推進や、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことが期待される。

大学(国・公・私立)公開講座実施状況



高等教育機関における社会人入学者数の推移（1. 大学）



出典: 学校基本調査報告書

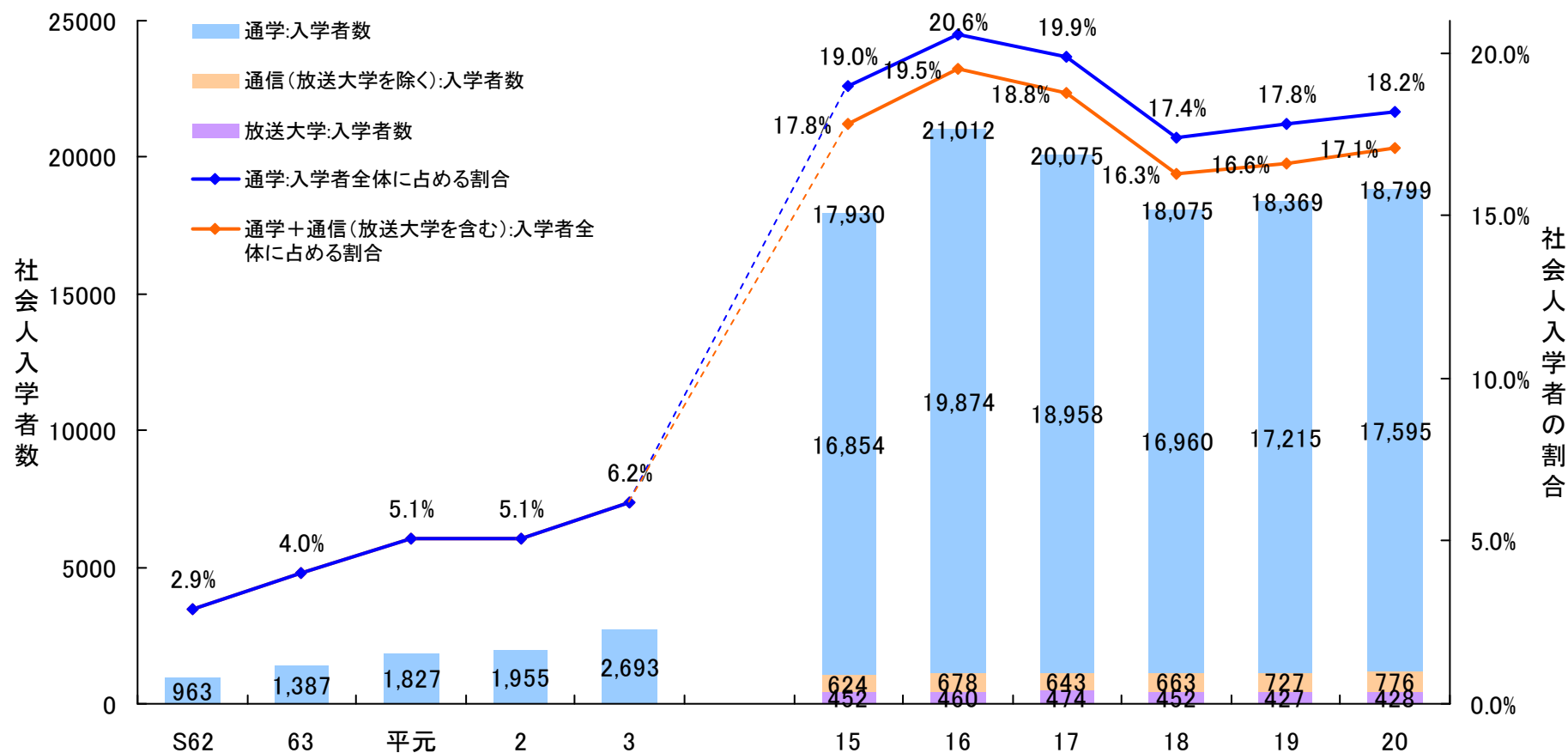
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)をいう。

※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

※ 放送大学の社会人入学者数は、放送大学調べ。

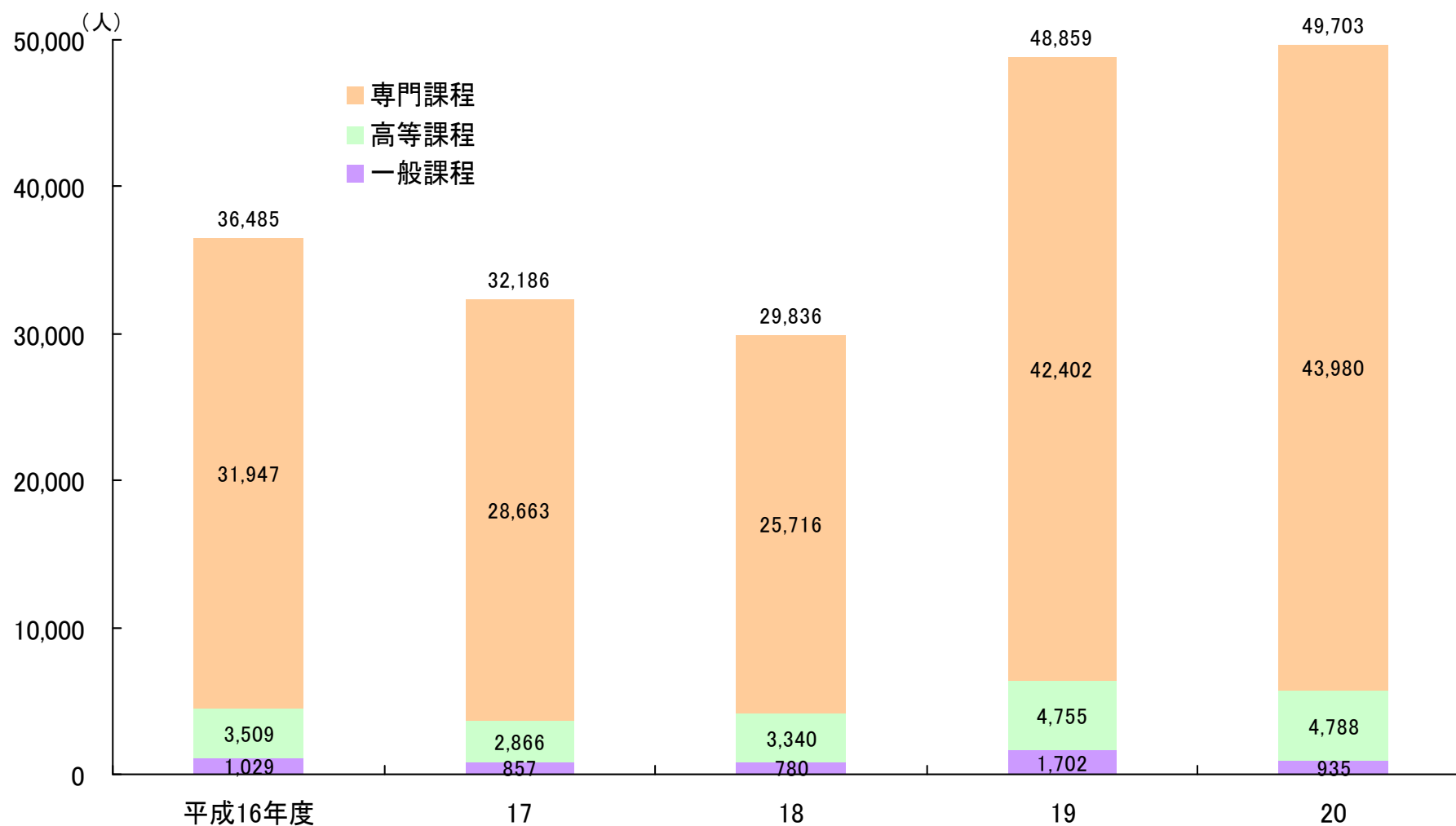
高等教育機関における社会人入学者数の推移（2. 大学院）



出典: 文部科学省調査, 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに, 通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

高等教育機関における社会人入学者数の推移(3. 専修学校)



出典: 文部科学省 専修学校教育振興室調べ (調査対象: 私立の専修学校)

※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

「新しい公共」宣言（22年6月4日 新しい公共円卓会議決定）（抜粋）

～概要～

『人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である』とした上で、『国民、企業やNPOなどの事業体、政府が協働することによって、日本社会に失われつつある新鮮な息吹を取り戻すこと、それが私たちの目指す「新しい公共」に他ならない』とする将来ビジョンを掲げ、国民、企業に対する期待、及び政府に対する提案等を取りまとめたもの。

「新しい公共」を作るために（P. 5）

（3）政府に対して

「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、…（略）… 政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要である。

（別紙）「新しい公共」の具体的なイメージ（P. 9）※委員から提案された具体例

□□新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成

◇NPOと行政と企業が共に育てる社会的人材：NPOラーニング奨学金制度

多様性を受容し、社会的課題に気づいて自ら考え行動する新しい公共の担い手となる若者を育てるために、NPO、行政、企業、教育機関等が協働で人材を育成する制度。NPOはインターンシップを受け入れる。行政や企業等は奨学金や情報を提供する。教育機関は若者の選抜や単位認定を行う。こうしたNPOの現場での体験者が広がることにより、誰もが新しい公共の担い手となれる人的基盤をつくる。

◇PTAの活性化によるコミュニティ・スクールへの道

PTAを活性化するため、役員の過重な事務負担をサポートするNPOを設置するか既存の地域組織に委託する。行政が委託事業予算や教育一括交付金から予算を支援し、行政の監査委員会を設置してガバナンスをチェックする。PTAに誰も参加しやすくなり、結果として保護者世代の社会参画が促進され、地域社会の担い手が育成される。また、全国の公立学校をコミュニティ・スクールへと発展させていく。

◇総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な取組

行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄付により自主的に運営するNPO型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。学校・廃校施設の活用や学校へのクラブ指導者の派遣など、クラブと学校教育が融合したスポーツ・健康・文化にわたる多様な活動を通じて、世代間交流やコミュニティ・スクールへと発展につなげていく。

（別添）「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応

＜円卓会議提案＞

3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実

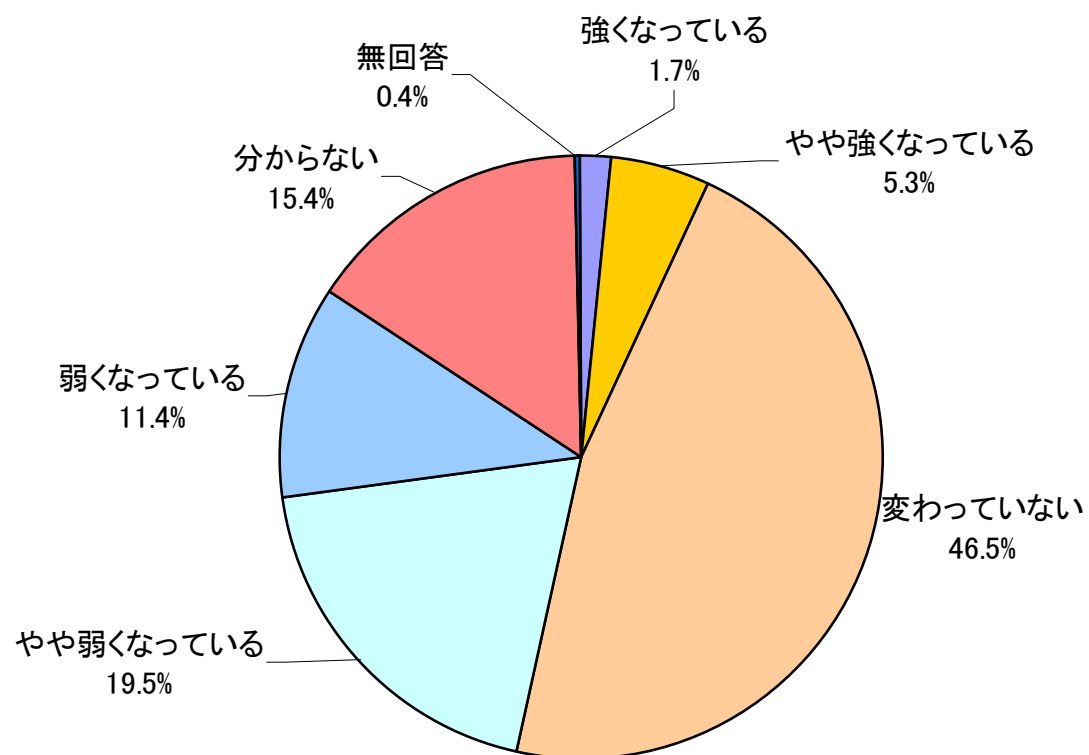
- ・社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成

＜（上記提案への）政府の対応＞

- ・企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。
- ・地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。
- ・地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進する。
- ・公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。

地域のつながりは10年前と比べてどのようになっていると考えるか

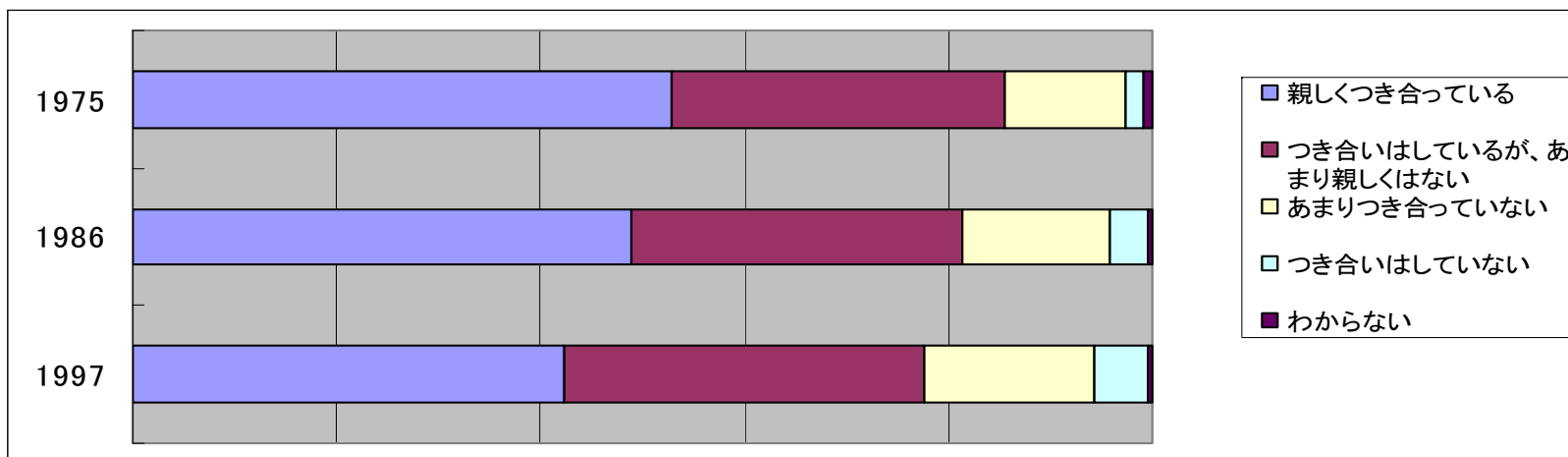
10年前と比較した地域のつながりの強さ
(回答者は全国の15歳以上80歳未満の男女3,383人)



出典：内閣府「国民生活選好度調査」(平成19年)

地域住民間のつながり

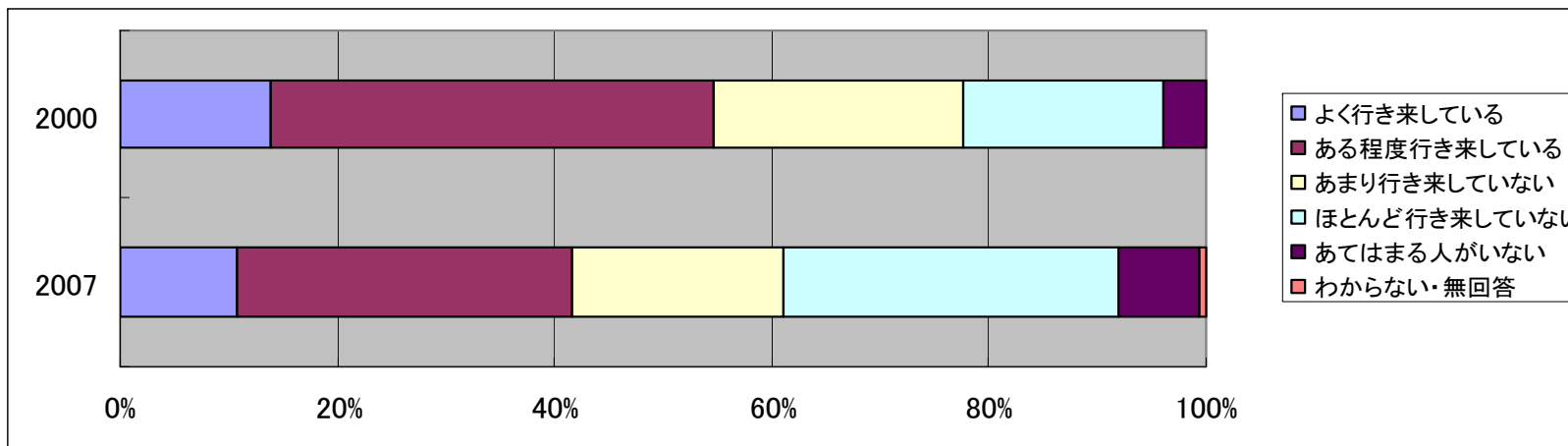
あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。



※回答者は、全国の20歳以上の者

内閣府「国民生活白書」(平成19年版)
 ※内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成

あなたは現在、隣近所の人とどのくらい行き来していますか。

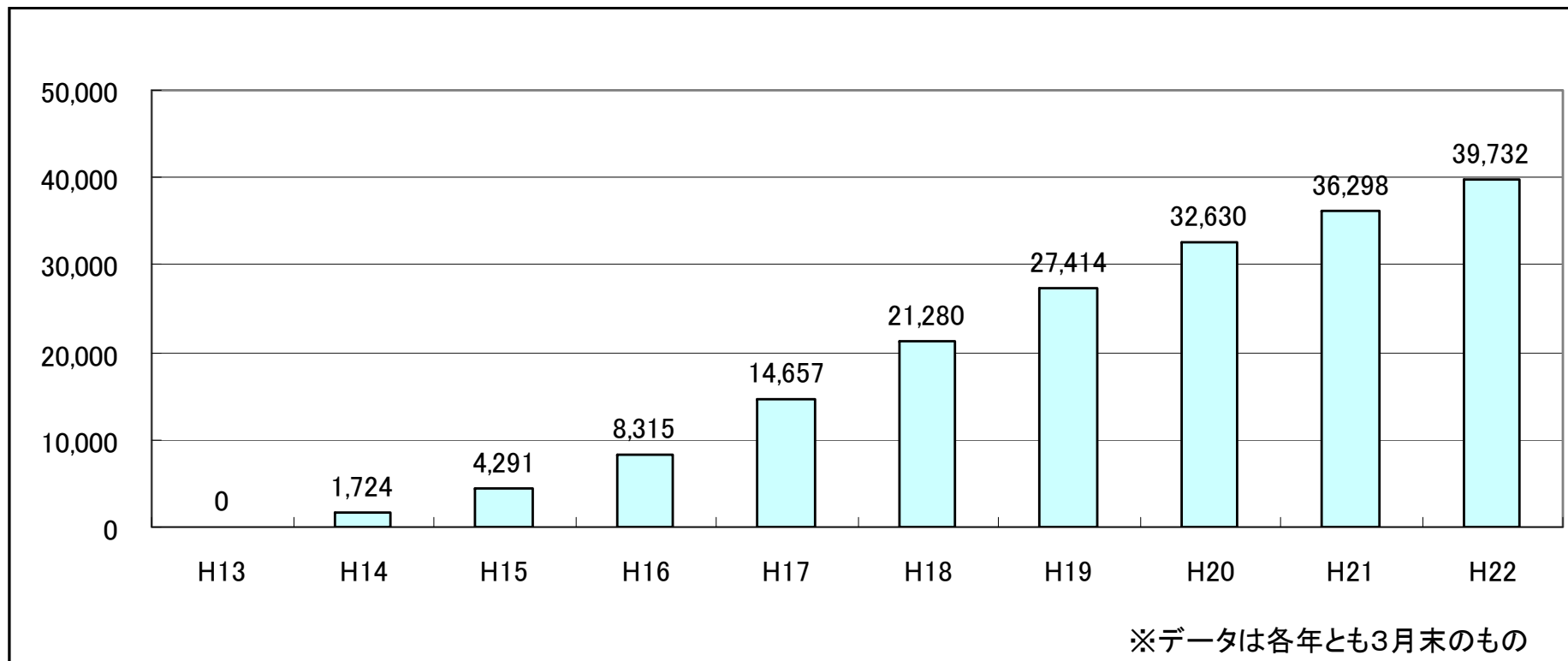


※回答者は、全国の20歳以上70歳未満の男女(2000年)
 " 、全国の20歳以上80歳未満の男女(2007年)

内閣府「国民生活白書」(平成19年版)
 ※内閣府「国民生活選好度調査」により特別集計

NPO法人の現状

I NPOの認証数の推移 (特定非営利活動促進法に基づく認証数)

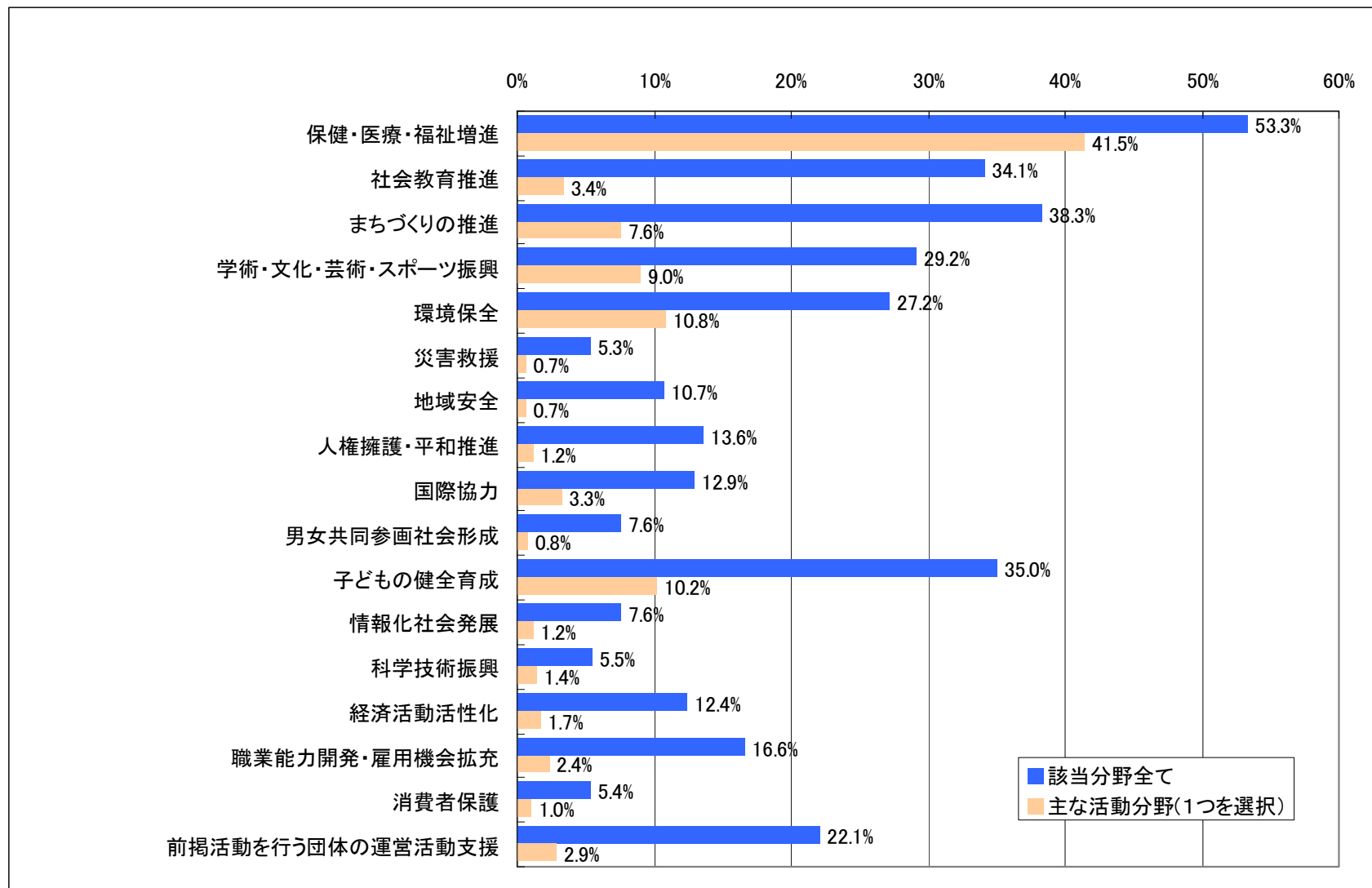


出典: 内閣府調べ

NPO法人の現状

Ⅱ NPOの活動分野

N=1279、平成22年1月調査



出典：内閣府「平成21年度市民活動団体等基本調査報告書」

OECD／国際成人力調査 (PIAAC) 概要

(Programme for the International Assessment of Adult Competencies)

1 「PIAAC」とは

PIAAC (ピアック) は、OECD(経済協力開発機構)が進める、新しい国際比較調査で、「国際成人力調査」と翻訳されている。この調査で、各国の成人が日常生活や職場で必要とされる技能(「成人力」※)をどの程度持っているかを調べる。

※「成人力」…知識をどの程度持っているかではなく、課題を見つけて考える力や、知識や情報を活用して課題を解決する力など、実社会で生きていく上での総合的な力。

2 調査の概要

(1) 調査目的

- ① 個人的及び社会的成功に必要な能力を測定・国際比較すること
- ② その能力が個人的・集団的レベルで社会や経済に及ぼす影響を測定すること
- ③ 社会経済が求める能力と教育訓練システムの適合状況を測定すること
- ④ 鍵となる能力に欠陥がある場合、学校教育、職業訓練等を通じた能力増進施策の提言等を行うこと

(2) 調査対象となる年齢層

16～65歳の非就業者を含む5,000人

(3) 参加国 OECD加盟国等26か国(日、米、英、仏、独、伊、韓、豪、加、フィンランド等)

(4) 調査項目

- ・ 直接調査(読解力、数的思考力、ITを活用した問題解決能力)
- ・ 背景質問(年齢、性別、職業、学歴、収入、生涯学習への参加歴、就業状態、職場におけるICTの利用状況等)

(5) 調査方法

コンピュータを用いた調査。コンピュータを使用できない者は筆記調査。

3 調査スケジュール

2011年-2012年	本調査実施
2013年	国際報告書の出版

4 調査実施機関

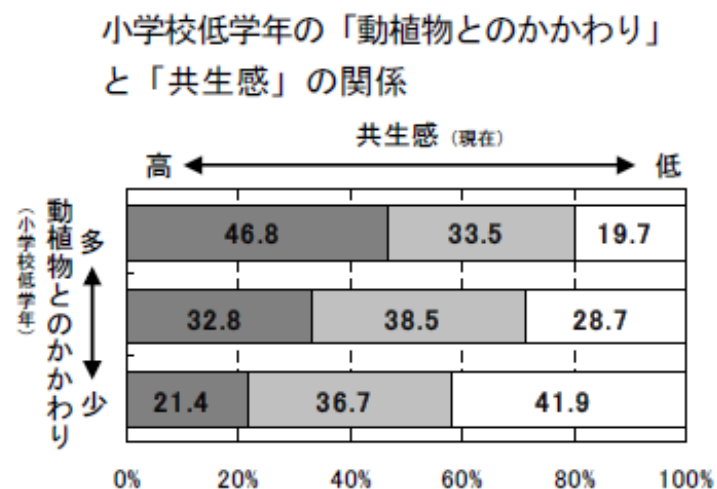
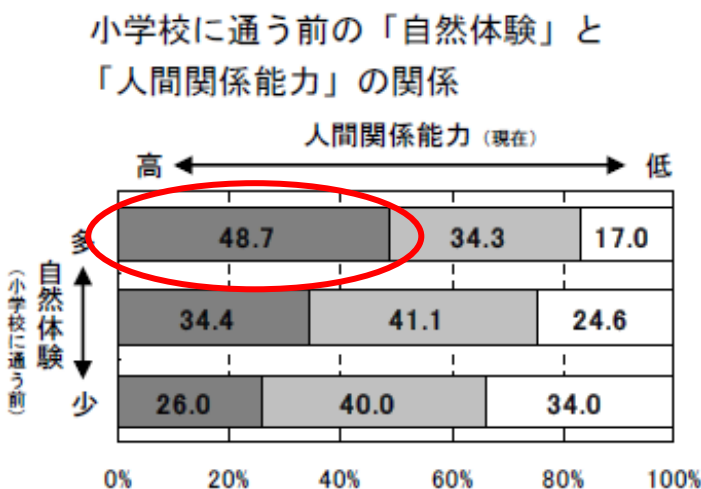
国立教育政策研究所

子どもの頃の体験と大人になった時の資質や能力の関係

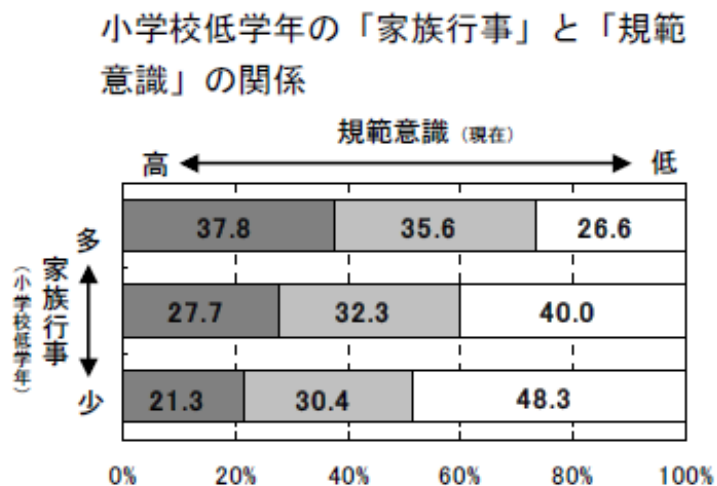
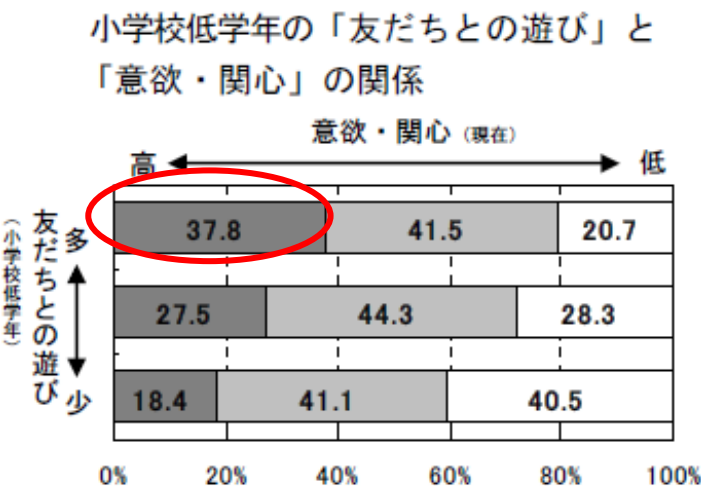
本調査は、20代から60代の成人(5,000人)を対象として、
子どもの頃の体験(過去)とそれらを通じて得られる資質・能力(現在)の関係性を検証したものの。

I. 小学校に通う前から小学校低学年までの体験と「体験の力」の関係

小学校に通う前に自然体験が多いほど現在(成人)の人間関係能力が高いことが伺える。



小学校低学年時に友達と多く遊んでいる場合、現在の「意欲・関心」が高い。



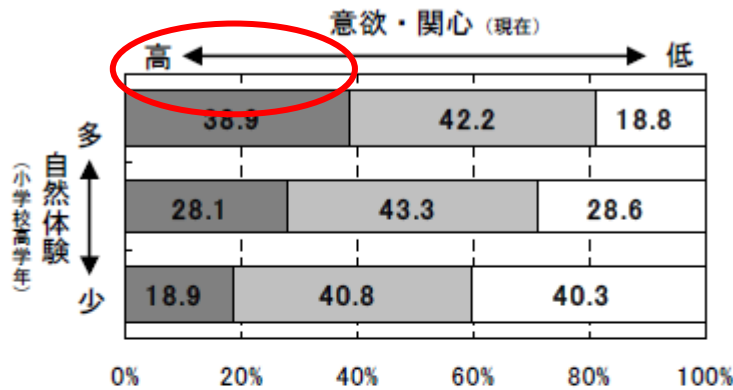
子どもの頃の体験と大人になった時の資質や能力の関係

本調査は、20代から60代の成人(5,000人)を対象として、
子どもの頃の体験(過去)とそれらを通じて得られる資質・能力(現在)の関係性を検証したものの。

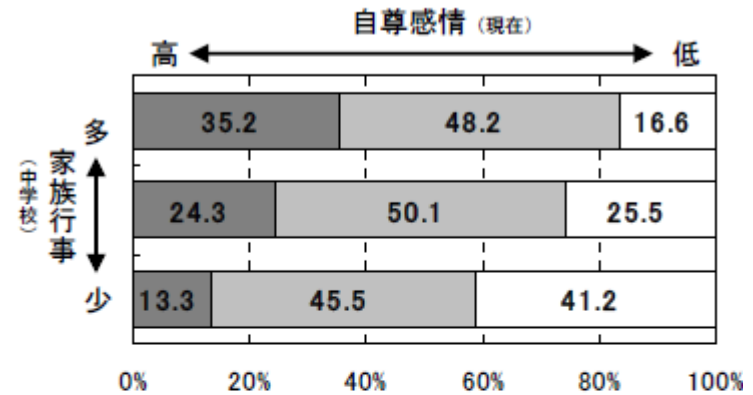
II. 小学校高学年から中学生までの体験と「体験の力」の関係

小学校高学年の「自然体験」と「意欲・関心」の関係

小学校高学年時に自然体験が多いほど現在(成人)の「意欲・関心」が高い。

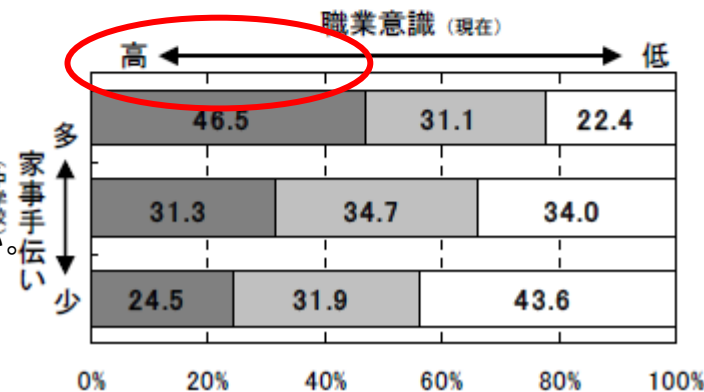


中学校の「家族行事」と「自尊感情」の関係

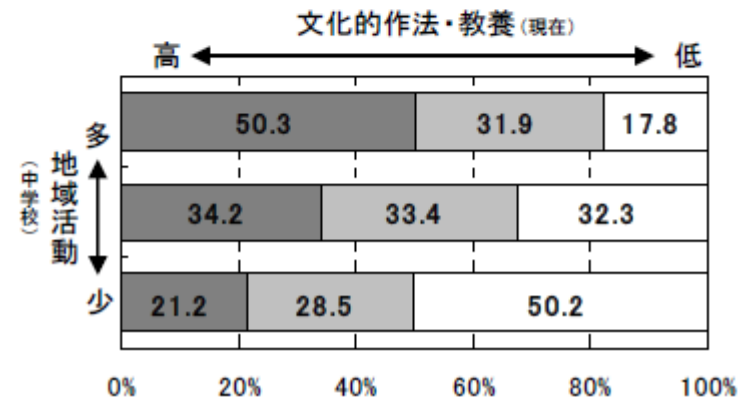


中学校の「家事手伝い」と「職業意識」の関係

中学校時に家事手伝いを多くしている場合、現在の「職業意識」が高い。

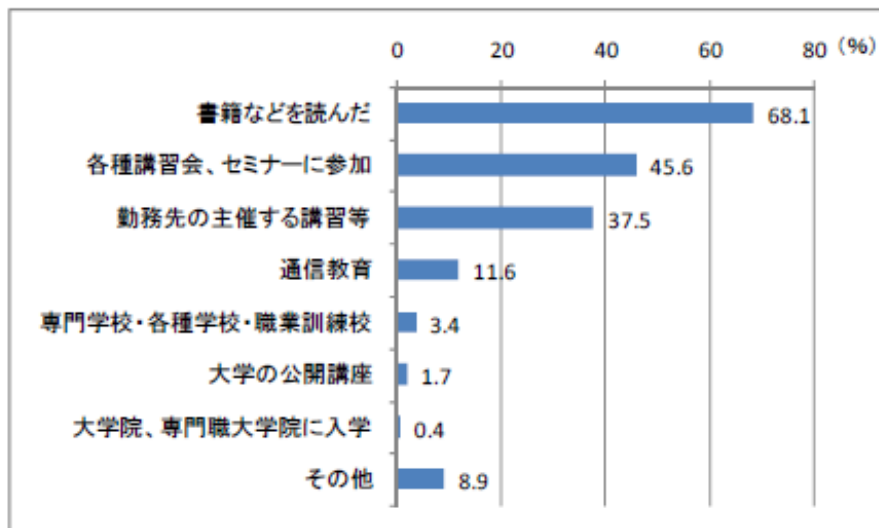


中学校の「地域活動」と「文化的作法・教養」の関係

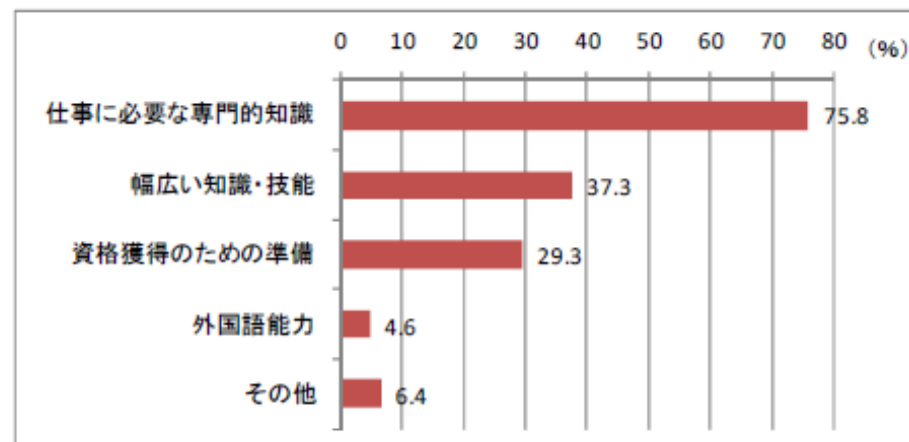


社会人の学習の現状

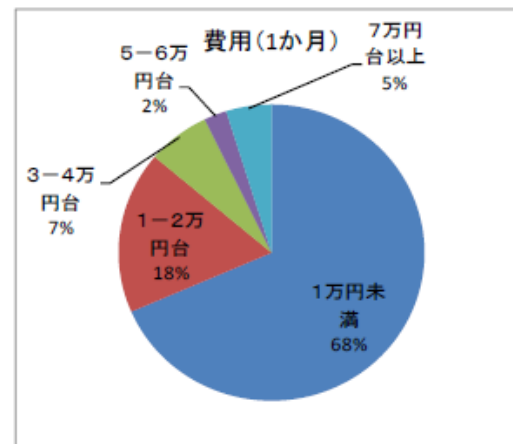
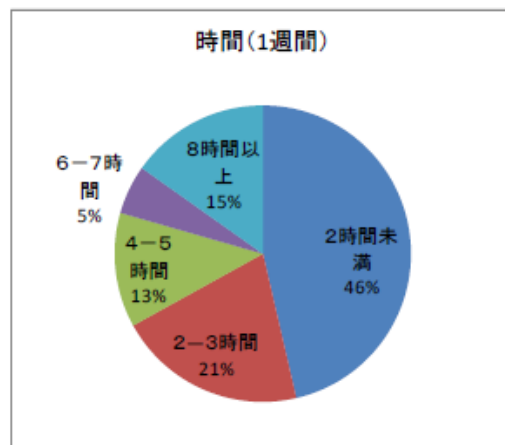
I. 大卒職業人の学習方法



II. 大卒職業人の学習内容

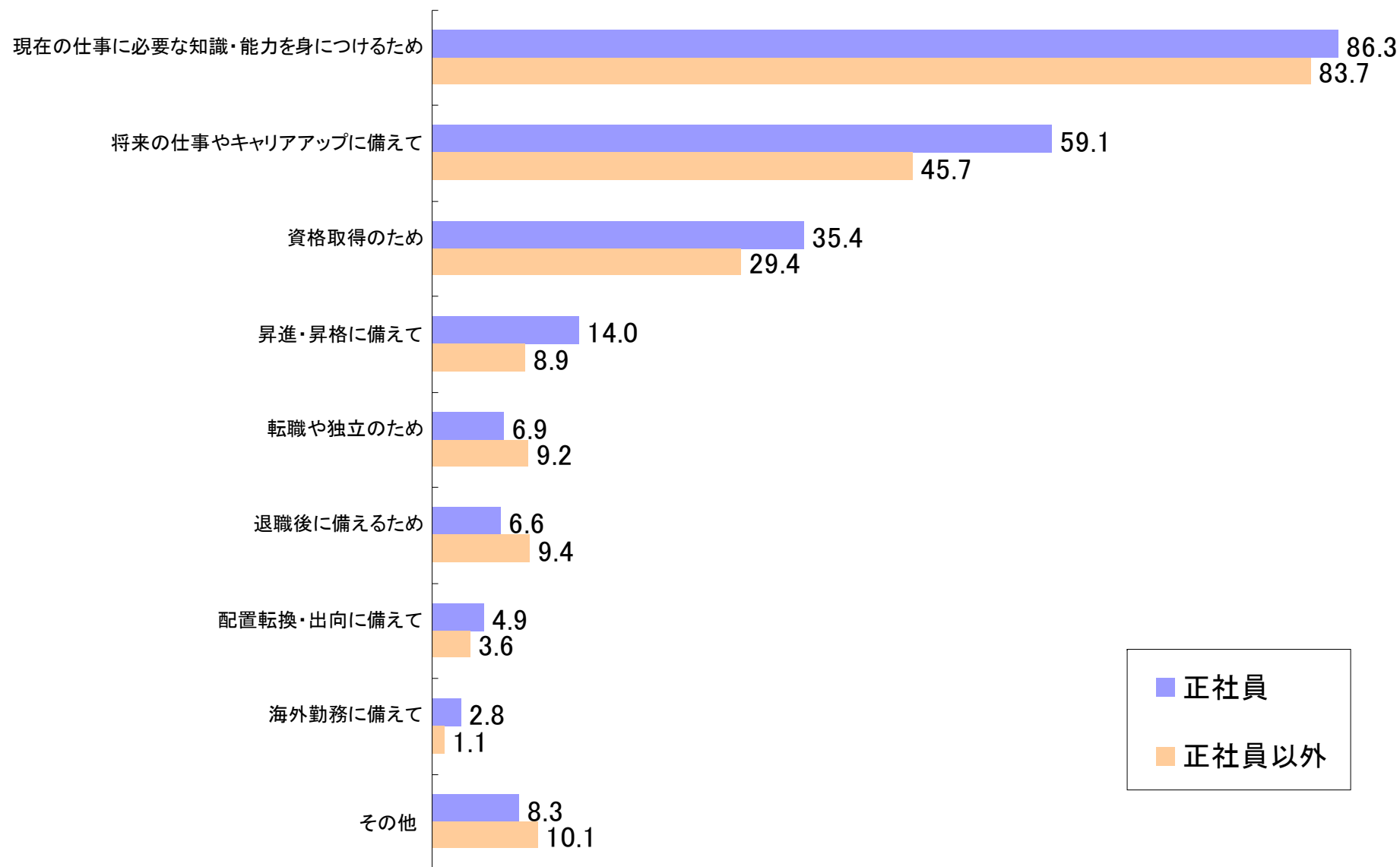


III. 時間と費用



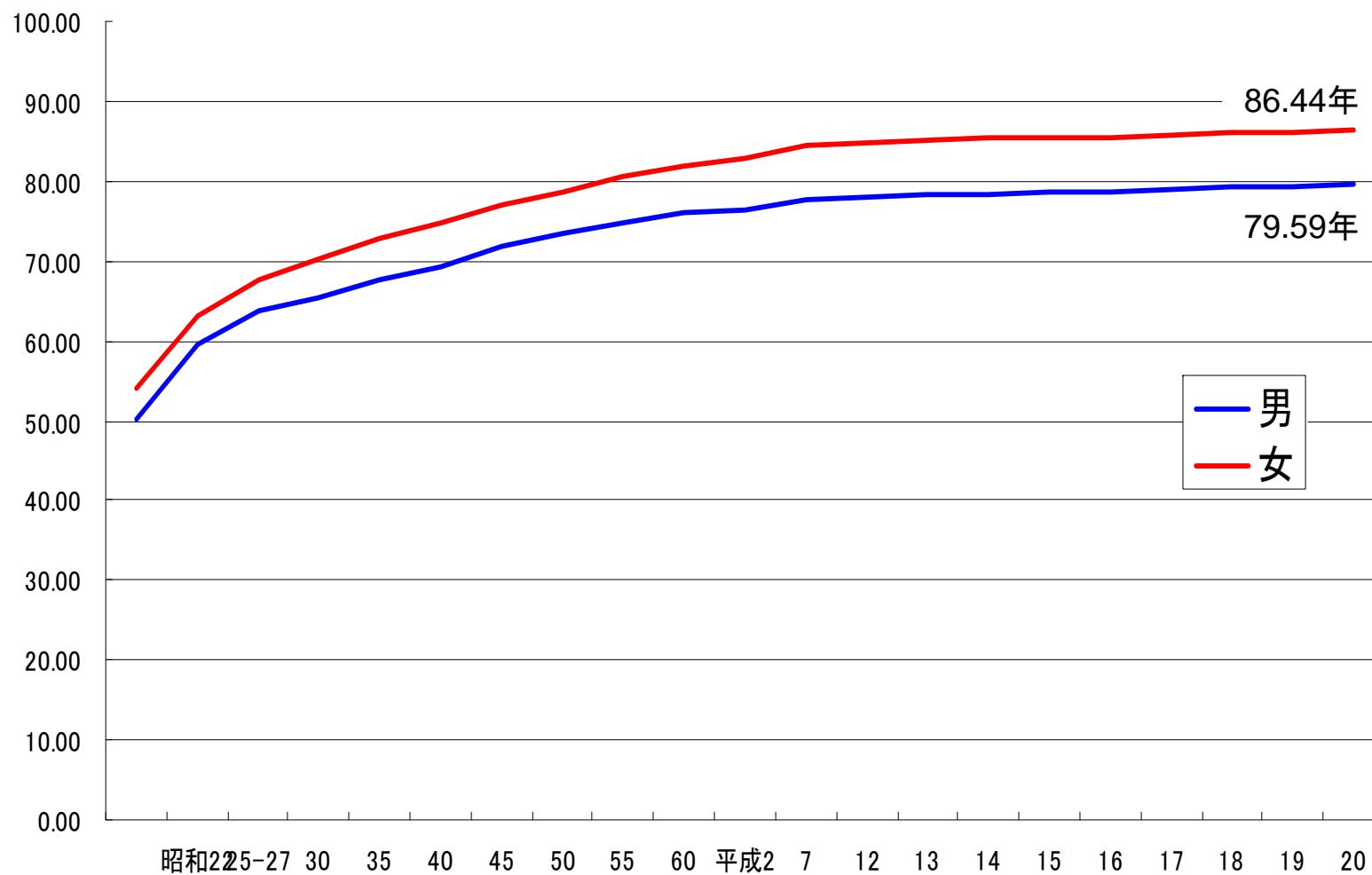
出典(全データとも):「大学教育に関する職業人調査」
(2009年東京大学<科研費調査研究>)

労働者が自己啓発を行った理由



資料：厚生労働省「平成21年度 能力開発基本調査」(個人調査)

平均寿命の年次推移

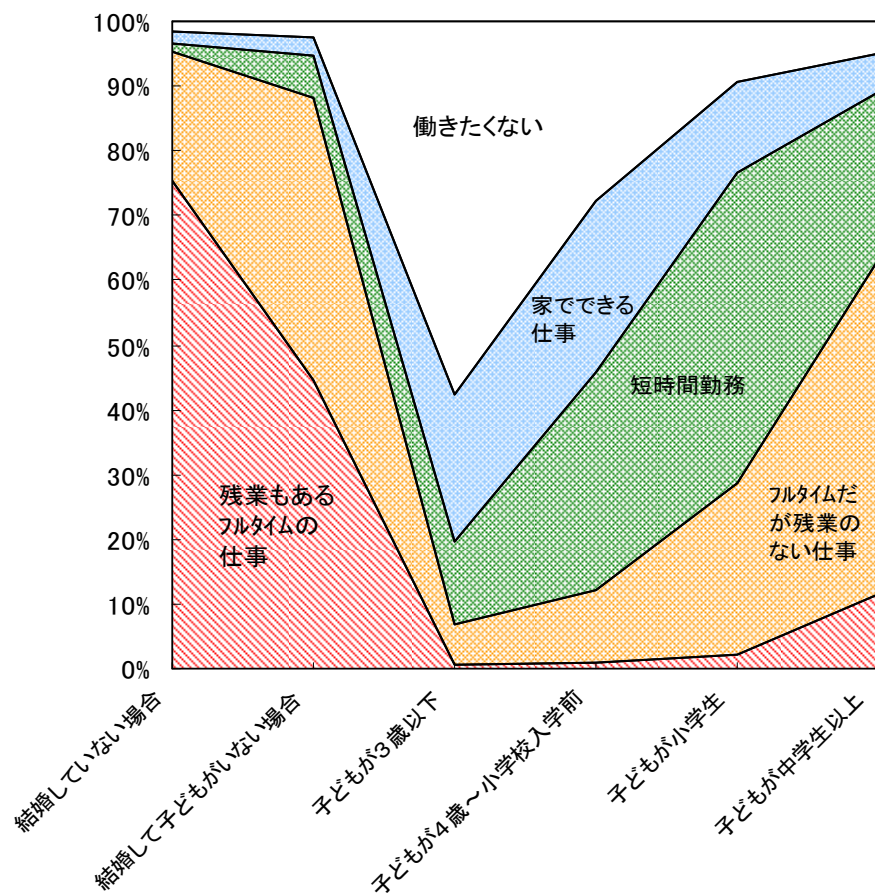


出典:厚生労働省「簡易生命表」

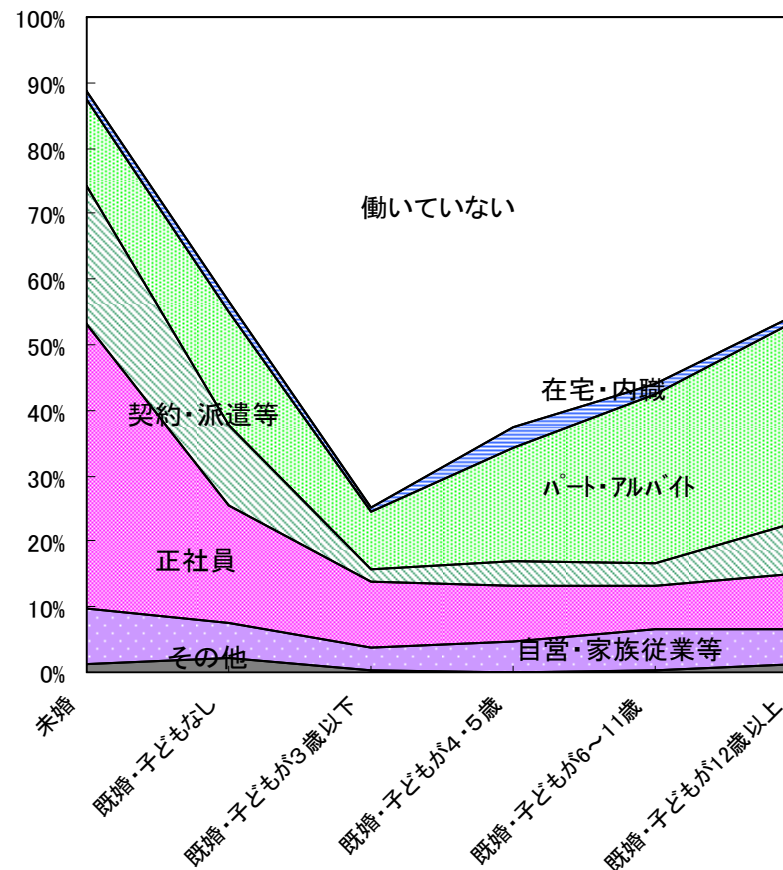
※推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)を基に作成

女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状

ライフステージの変化に応じた働き方の希望



ライフステージ別 働き方の現状



資料: 内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

注: 「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従事者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

放送大学における遠隔教育の現状

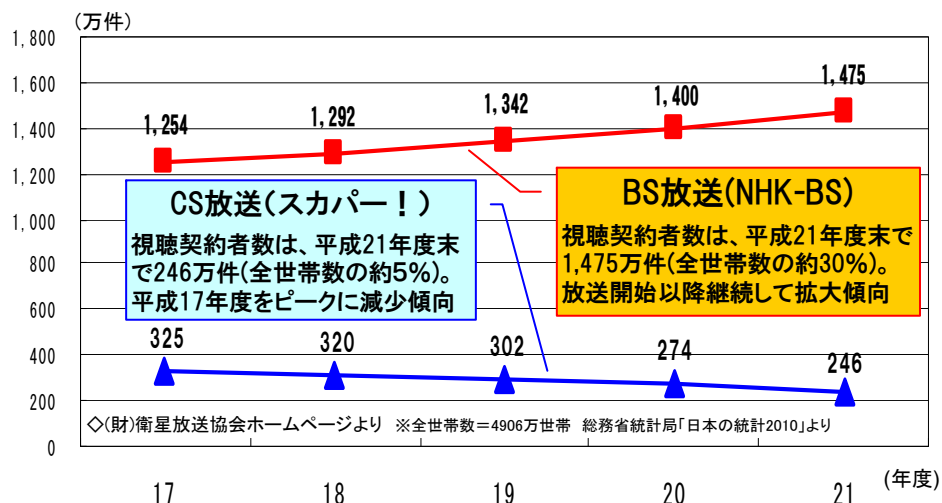
■衛星放送による全国展開

- 平成10年度よりCS放送による全国放送を実施
- 平成23年度(10月)よりBSデジタル放送による全国放送を開始予定(平成23年度末をもってCS放送は終了予定)

〔BSデジタル放送の利点〕

- ◇視聴可能世帯数の大幅な拡大
- ◇BSデジタル放送の特徴(マルチチャンネル放送、ハイビジョン放送、データ放送)を活かし、より教育効果の高い放送が可能

◆年度別 衛星放送契約者数の推移



◆BSデジタル放送の活用

- マルチチャンネル放送(3ch)により、関連の深い科目群の連続放送を行なうなど、学生の利便性に配慮した放送が可能
- ハイビジョン放送により、特に芸術系・自然系科目等において、臨場感のある映像、資料等を提供
- データ放送により、各学習センターの情報等を提供

■インターネットの活用状況

◆インターネット配信実験の状況(放送大学学生向け)

- 平成19年度より放送授業のインターネット配信実験を開始

- インターネット配信(実験)の実施状況(平成22年度1学期)

テレビ授業科目	37科目/169科目
ラジオ授業科目	146科目/150科目

◆インターネット配信の利点・課題

〔利点〕

学生専用サイトにアクセスすることで、オンデマンドにより視聴可能

〔課題〕

ブロードバンド・インターネットの普及率は人口全体の半数以下。新規加入の場合はパソコンの購入費やプロバイダー利用料など経済的な負担が大きい。

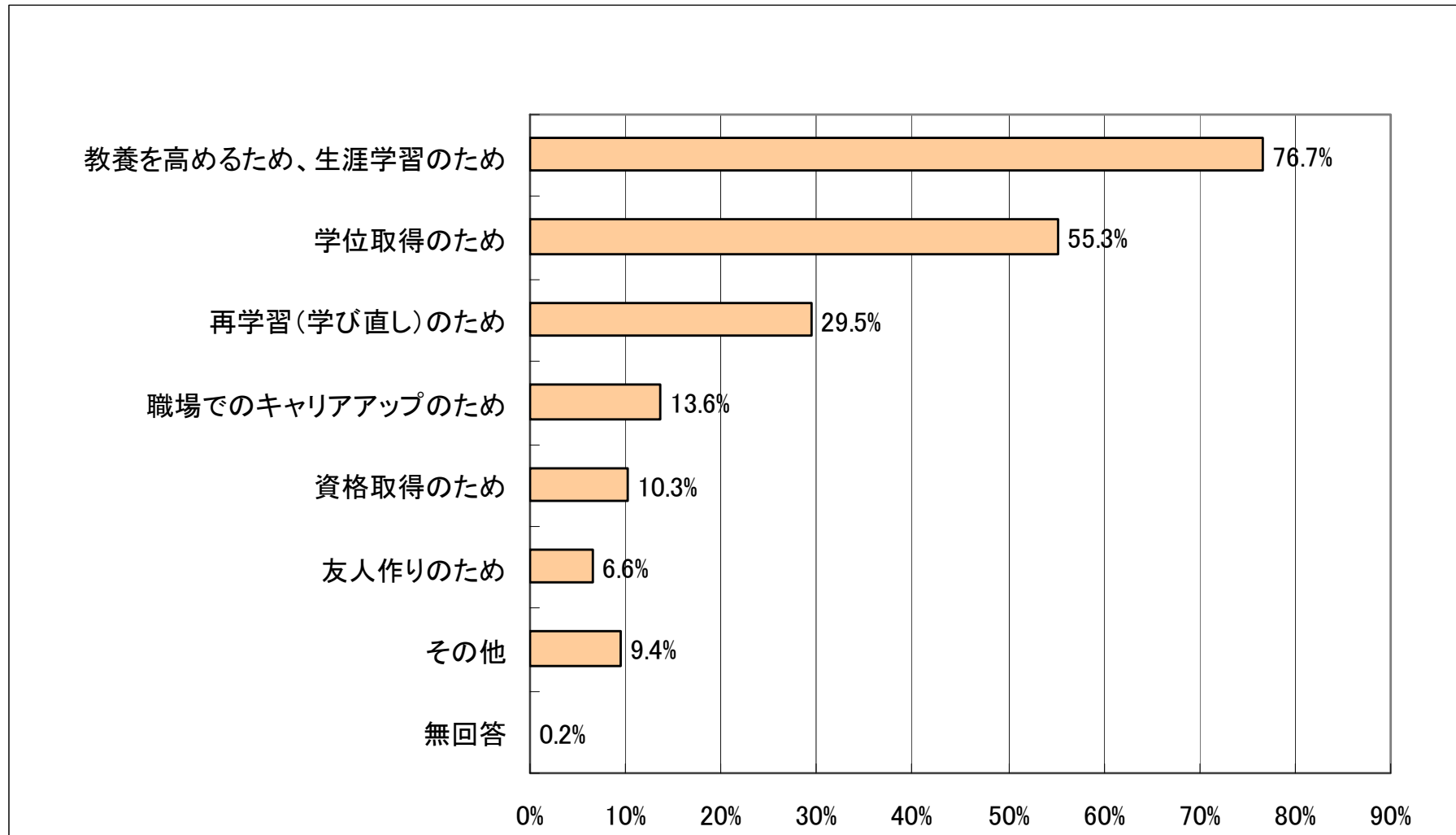
◇『放送大学オープンコースウェア』(平成22年10月1日~)

- テレビ、ラジオで放送している授業番組を、広く国内外の生涯学習者に利用してもらうため、オープンコースウェア(OCW)としてインターネット上で公開
- 公開するのは、テレビ(授業科目)4科目、ラジオ(授業科目)8科目、特別講義5番組
- 科目については、それぞれ45分番組15回から構成され、それぞれの分野を無料で体系的に学ぶことが可能

〔公開科目〕(特別講義を除く)

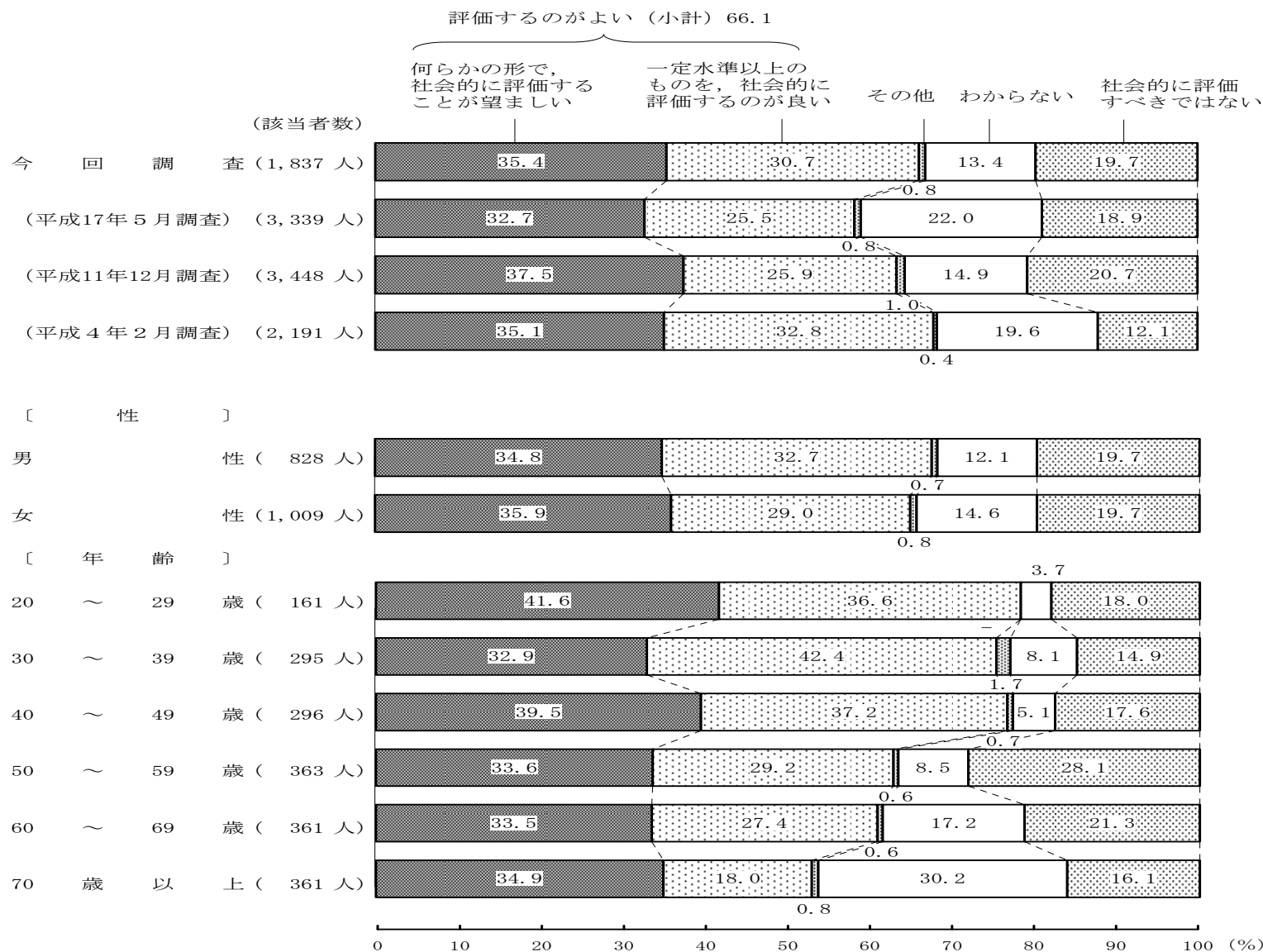
テレビ科目	入門線型代数(09) 空間とベクトル(09) コンピュータのしくみ(08) 解析入門(08)
ラジオ科目	人格心理学(09) 日本文学の読み方(09) 環境と社会(09) 統計学(09) 教育心理学概論(09) 公衆衛生(09) 北東アジアの歴史と朝鮮半島(09) 心理・教育統計法特論(09)

放送大学に入学した動機(複数回答)



出典:放送大学同窓会会員へのアンケート調査より
(21年3月実施)
※有効回答数(回答者合計)3,456件

生涯学習の成果に対する社会的評価



出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成20年5月調査)

日本版NVQについて

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～平成22年6月18日閣議決定 関連部分抜粋

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6)雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ (成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備(求職者支援制度の創設等)や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ(National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※NVQは、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

19.「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する(日本版NVQの創設)。あわせて、育成プログラムでは、企業内OJTを重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まったく時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)【概要】

平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」

検定試験:社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

◎ 検定試験の意義や評価の必要性

【検定試験の意義】

○チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標等の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受検者の年齢・経歴や受検目的等により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる社会(いわゆる生涯学習社会)の実現という面からも、検定試験の果たしている役割は大きい。

【評価の必要性】

○検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するもの。

◎ 検定試験の評価手法

○自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。

○当面は、民間試験のうち、特に検定試験の効果が全国に及ぶ試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験にも広がり、検定試験を通じて測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

◎ 検定試験の評価の視点と内容

①実施主体

組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

②実施内容

検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

③実施手続

事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

④検定結果の活用促進

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるよう、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

⑤継続的な学習支援

受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

情報公開

検定事業の透明性や検定試験の信頼性の確保の観点からも必要な情報がわかりやすく示され、当該情報に誰もが容易にアクセスできることが重要。

◎ 今後の取組

○今後は、検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。

○類似する分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点から行う「関係者評価」さらに、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。

○国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について

国際標準化の動き

ISO (International Organization for Standardization : 国際標準化機構) は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う民間の組織。本部はスイス・ジュネーヴ。

ISOにおいては、ドイツの提案を契機に、平成18年より、「非公式教育・訓練のための学習サービス」についての国際規格の開発を開始し、約3年半の審議・採決を経て、平成22年9月1日、ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス – サービス事業者向け基本的要求事項」として規格発行。現在、日本国内における認定・認証の体制構築・運用に向けて取り組み中。

ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス – サービス事業者向け基本的要求事項」の概要

●規格の目的

非公式教育・訓練のための学習サービス分野における質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための包括的なモデル、学習サービス事業者と顧客に非公式教育・訓練の企画・開発、提供に関する共通認識を提供すること

●適用範囲

非公式教育・訓練における学習サービス及び学習サービス事業者のための基本的要求事項

※非公式教育：制定された及び認定された公式な初等・中等・高等教育システム以外の組織化された教育活動（職業訓練、生涯学習、社内研修等）

●学習サービスについての要求事項

学習ニーズの確定、学習サービスの計画、学習サービスの提供、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者による評価

●学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項

一般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント（内部／外部）、リソースの割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバック